



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
 神戸市役所
 編集兼印刷発行人 神戸市長
 発行日 毎週火曜日

目次 条例

▽神戸市手数料条例の一部を改正する条例
 [建築住宅局建築指導部建築安全課] 2085

規則

▽神戸市生涯学習センターその他の施設条例
 施行規則の一部を改正する規則
 [文化スポーツ局スポーツ企画課] 2211

▽神戸市手数料条例施行規則の一部を改正する規則
 [建築住宅局建築指導部建築安全課] 2213

▽神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則
 [行財政局資産活用課] 2214

▽執行機関の附属機関に関する条例第1条第2項の規定に基づく市長の附属機関に関する規則
 [行財政局業務改革課] 2217

訓令

▽神戸市長の権限に属する事務の専決規程の一部を改正する訓令 [行財政局業務改革課] 2221

告示

▽指定納付受託者の指定 (GMOペイメントゲートウェイ株式会社)
 [企画調整局参画推進課] 2232

▽放置自転車等の撤去及び保管
 [建設局垂水建設事務所] 2232

▽放置自転車等の撤去及び保管
 [建設局西部建設事務所] 2233

▽指定管理者の指定 (神戸市こべっこあそびひろば・西神中央)
 [こども家庭局こども青少年課] 2235

▽放置自転車等の撤去及び保管
 [建設局西建設事務所] 2236

▽道路法による道路の認定及び廃止 (御影山手19号線ほか)
 [建設局道路管理課] 2237

▽道路法による自転車歩行者専用道路の指定 (市道 多聞117号線)
 [建設局道路管理課] 2238

公 告

▽建築協定書の提出及びその縦覧 (ヒルクオーレ須磨山の手建築協定)
 [建築住宅局建築指導部建築安全課] 2239

▽神戸市都市景観条例による協議の申出並びに当該申出に係る書面及び図書の写しの縦覧
 [都市局景観政策課] 2239

▽一般競争入札による特定調達契約の締結 (ポートアイランド処理場維持管理業務)
 [建設局下水道部経営管理課] 2240

▽神戸市環境影響評価等に関する条例による事後調査報告書の概要書の写しの縦覧 (神戸発電所3・4号機設置計画)
 [環境局環境保全課] 2243

▽神戸市環境影響評価等に関する条例による事後調査報告書の概要書の写しの縦覧 ((仮称)神戸市北区東岡場地区プロジェクト)
 [環境局環境保全課] 2244

▽神戸市都市景観条例による協議の申出並びに当該申出に係る書面及び図書の写しの縦覧
 [都市局景観政策課] 2244

▽事前審査型制限付一般競争入札による契約の締結 (令和5年度港湾幹線道路及び摩耶大橋料金徴収業務等委託)
 [港湾局神戸港管理事務所] 2245

▽開発行為に関する工事の完了 (北区谷上南町)
 [都市局都市計画課] 2248

▽特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定 (固定資産税評価図異動更新業務 一式)
 [行財政局税務部固定資産税課] 2248

▽特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定 (令和6基準年度土地評価替えに係る標準宅地の鑑定評価業務 一式)
 [行財政局税務部固定資産税課] 2249

▽複合機能用地の買受人又は借受人の公募 (神戸複合産業団地 (神戸テクノ・ロジスティックパーク))
 [都市局企業誘致課] 2250

▽建築協定書の公開による意見の聴取 (ヒルクオーレ須磨山の手建築協定)
 [建築住宅局建築指導部建築安全課] 2253

区 役 所

- ▽区長の権限に属する事務の専決規程の一部
を改正する訓令 [行財政局区役所課] 2254

水 道 局

- ▽神戸市水道局公用車運行規程の一部を改正
する規程 [水道局経営企画課] 2262
- ▽神戸市水道局事業所規程等の一部を改正す
る規程 [水道局経営企画課] 2263
- ▽神戸市水道局公印規程及び神戸市水道局公
文書管理規程の一部を改正する規程
[水道局経営企画課] 2270
- ▽神戸市指定給水装置工事事業者の廃止
[水道局配水課] 2274
- ▽神戸市指定給水装置工事事業者の指定
[水道局配水課] 2274

交 通 局

- ▽神戸市交通局職員の育児休業等に関する規
程等の一部を改正する規程 [交通局職員課] 2275
- ▽神戸市交通局前払式料金カード取扱規程の
一部を改正する規程 [交通局経営企画課] 2284

条 例

神戸市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年9月30日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市条例第8号

神戸市手数料条例の一部を改正する条例

神戸市手数料条例（平成12年3月条例第77号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（手数料）</p> <p>第2条 市長は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(91の10) [略]</p> <p><u>(92)から(132の20)まで 削除</u></p>	<p style="text-align: center;">（手数料）</p> <p>第2条 市長は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(91の10) [略]</p> <p><u>(92) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく確認の申請又は同法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく通知に</u></p>

対する審査

1件につき、アからエまでに掲げる算定に基づく床面積の合計が30平方メートル以内のものにあつては1万9,000円、30平方メートルを超え100平方メートル以内のものにあつては3万1,000円、100平方メートルを超え200平方メートル以内のものにあつては4万7,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以内のものにあつては6万円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のものにあつては9万円、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のものにあつては12万円、2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のものにあつては28万円、1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のものにあつては44万円、5万平方メートルを超えるものにあつては80万円（同法第6条の3第1項ただし書又は同法第18条第4項ただし書の規定に基づき、構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第3

条の13第1項各号で定める要件を備える者である建築主事が建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第9条の3に定める特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを審査する場合にあっては、これらの額に当該審査に係る一の建築物ごとの床面積（一の建築物がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法により他の部分と構造的に分離されている場合にあっては、それぞれの部分ごとの床面積）が、1,000平方メートル以内のものにあっては16万7,000円、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のものにあっては21万5,000円、2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のものにあっては24万8,000円、1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のものにあっては32万4,000円、5万平方メートルを超えるものにあっては59万円をそれぞれ加算した額）

ア 建築物を建築する場合（イに掲げる場合及び移転する場合を除く。） 当該建築に係る部分

の床面積

イ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）

当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）

ウ 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（エに掲げる場合を除く。）

当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1

エ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合

当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1

(93) 建築基準法第87条の4において準用する同法第6条第1項の規定に基づく確認の申請又は同法第87条の4において準用する同法第18条第2項の規定に基づく通知に対する審査

ア 建築設備を設置する場合（イ

に掲げる場合を除く。) 小荷物専用昇降機にあつては1基につき1万円、その他の建築設備にあつては1基につき1万7,000円

イ 確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合 小荷物専用昇降機にあつては1基につき6,000円、その他の建築設備にあつては1基につき1万円

(94) 建築基準法第88条第1項若しくは第2項において準用する同法第6条第1項の規定に基づく確認の申請又は同法第88条第1項若しくは第2項において準用する同法第18条第2項の規定に基づく通知に対する審査

ア 工作物を築造する場合 (イに掲げる場合を除く。) 1件につき 1万6,000円

イ 確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合 1件につき 1万円

(95) 建築基準法第7条第4項又は同法第18条第17項の規定に基づく完了検査 (第98号に規定する検査を除く。)

ア 1件につき、(ア)及び(イ)に掲げる算定に基づく床面積の合計が30平方メートル以内のものにあつては2万2,000円、30平方メートルを超え100平方メートル以内のものにあつては3万円、100平方メートルを超え200平方メートル以内のものにあつては3万6,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以内のものにあつては4万5,000円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のものにあつては6万5,000円、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のものにあつては8万8,000円、2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のものにあつては19万円、1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のものにあつては30万円、5万平方メートルを超えるものにあつては59万円

(ア) 建築物を建築した場合
(移転した場合を除く。)

当該建築に係る部分の床面積

(イ) 建築物を移転し、又はそ

の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合 当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1

イ 建築物が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネルギー法」という。）第11条第1項の適用を受けるものである場合においては、1件につき、同項に規定する非住宅部分（以下第98号及び第132号の14の3から第132号の18までの規定において「非住宅部分」という。）の床面積（（ア）から（ウ）までに掲げる場合にあっては、それぞれ（ア）から（ウ）までに掲げる床面積。第98号において同じ。）の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものにあっては1万7,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあっては2万8,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあっては8万5,000円、5,000平方メートル

以上1万平方メートル未満のもの
にあつては13万4,000円、1
万平方メートル以上2万5,000
平方メートル未満のものにあつ
ては16万9,000円、2万5,000平
方メートル以上5万平方メー
トル未満のものにあつては21万
1,000円、5万平方メートル以
上のものにあつては29万6,000
円をアに掲げる額に加算する。

(ア) 当該建築物について一次

エネルギー消費量（建築物エ
ネルギー消費性能基準等を定
める省令（平成28年経済産業
省令・国土交通省令第1号。

以下この号から第132号の18
の3までにおいて「基準省
令」という。）第1条第1項
第1号イの一次エネルギー消
費量をいう。第132号の14の
3において同じ。）に係る計
算を要しない既存部分がある
場合 当該既存部分の床面積
を除いた床面積

(イ) 都市の低炭素化の促進に
関する法律（平成24年法律第
84号。以下「低炭素化促進
法」という。）第55条第1項

の規定に基づく変更の認定を受け、かつ、同条第2項の規定において準用する低炭素化促進法第54条第8項の規定により建築物省エネルギー法第12条第3項の規定による通知書の交付を受けたものとみなした場合 当該変更に係る部分の床面積（低炭素化促進法第54条第1項第1号に規定する建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準（以下「誘導基準」という。）に適合するかどうかの判断のための計算の方法を変更する場合にあっては、当該変更する部分の床面積を含む。）

(ウ) 建築物省エネルギー法第36条第1項の規定に基づく変更の認定を受け、かつ、同条第2項の規定において準用する建築物省エネルギー法第12条第3項の規定による通知書の交付を受けたものとみなした場合 当該変更に係る部分の床面積（基準省令第10条第

1号又は第2号に規定する基準（国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法を含む。）の適用を変更する場合にあっては、当該変更する部分の床面積を含む。）

(96) 建築基準法第87条の4において準用する同法第7条第4項又は同法第18条第17項の規定に基づく完了検査

小荷物専用昇降機にあっては1基につき1万8,000円、その他の建築設備にあっては1基につき2万4,000円

(97) 建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第7条第4項又は同法第18条第17項の規定に基づく完了検査 1件につき 2万円

(98) 建築基準法第7条第4項又は同法第18条第17項の規定に基づく完了検査のうち同法第7条の3第1項に規定する特定工程に係る建築物に関するもの

ア 1件につき、第95号アに掲げる算定に基づく床面積の合計が30平方メートル以内のものにあ

つては2万1,000円、30平方メートルを超え100平方メートル以内のものにあつては2万9,000円、100平方メートルを超え200平方メートル以内のものにあつては3万5,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以内のものにあつては4万4,000円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のものにあつては6万3,000円、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のものにあつては8万5,000円、2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のものにあつては18万円、1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のものにあつては29万円、5万平方メートルを超えるものにあつては57万円

イ 建築物が建築物省エネルギー法第11条第1項の適用を受けるものである場合においては、1件につき、非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものにあつては1万7,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メ

一 トル未満のものにあつては2万8,000円、二 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては8万5,000円、三 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあつては13万4,000円、四 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあつては16万9,000円、五 2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあつては21万1,000円、六 5万平方メートル以上のものにあつては29万6,000円をアに掲げる額に加算する。

(99) 建築基準法第7条の3第4項又は同法第18条第20項に規定する検査

一 1件につき、検査を行う部分の床面積の合計が30平方メートル以内のものにあつては2万円、二 30平方メートルを超え100平方メートル以内のものにあつては2万7,000円、三 100平方メートルを超え200平方メートル以内のものにあつては3万1,000円、四 200平方メートルを超え500平方メートル以内のものにあつては4万円、五 500平

方メートルを超え1,000平方メートル以内のものにあつては5万8,000円、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のものにあつては7万6,000円、2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のものにあつては17万円、1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のものにあつては26万円、5万平方メートルを超えるものにあつては51万円

(100) 建築基準法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は同法第18条第24項第1号若しくは第2号（これらの規定を同法第87条の4又は同法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用の認定の申請に対する審査 1件につき 12万円

(100の2) 建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づく道の位置の指定の申請に対する審査 1件につき 5万円

(101) 建築基準法第43条第2項第1号の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係の建築の認定の申請

に対する審査 1件につき 2万
7,000円

(101の2) 建築基準法第43条第2項
第2号の規定に基づく建築物の敷
地と道路との関係の建築の許可の
申請に対する審査 1件につき
3万3,000円

(102) 建築基準法第44条第1項第2
号の規定に基づく公衆便所等の道
路内における建築の許可の申請に
対する審査 1件につき 3万
3,000円

(103) 建築基準法第44条第1項第3
号の規定に基づく道路内における
建築の認定の申請に対する審査
1件につき 2万7,000円

(104) 建築基準法第44条第1項第4
号の規定に基づく公共用歩廊等の
道路内における建築の許可の申請
に対する審査 1件につき 16万
円

(105) 建築基準法第47条ただし書の
規定に基づく壁面線外における建
築の許可の申請に対する審査 1
件につき 16万円

(106) 建築基準法第48条第1項た
だし書、第2項ただし書、第3項た
だし書、第4項ただし書、第5項

ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書又は第13項ただし書（同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に基づく用途地域における建築等の許可の申請に対する審査 1件につき 18万円

(107) 建築基準法第51条ただし書（同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく特殊建築物等の敷地の許可の申請に対する審査 1件につき 16万円

(108) 建築基準法第52条第10項、第11項又は第14項の規定に基づく建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査 1件につき 16万円

(108の2) 建築基準法第53条第4項の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査 1件につき 3万3,000円

(108の3) 建築基準法第53条第5項の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査 1件につき 3万3,000円

(109) 建築基準法第53条第6項第3号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査 1件につき 3万3,000円

(110) 建築基準法第53条の2第1項第3号又は第4号（同法第57条の5第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の敷地面積の許可の申請に対する審査 1件につき 16万円

(111) 建築基準法第55条第2項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 1件につき 2万7,000円

(112) 建築基準法第55条第3項各号の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査 1件につき 16万円

(113) 建築基準法第56条の2第1項ただし書の規定に基づく日影によ

る建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査 1件につき 16万円

(114) 建築基準法第57条第1項の規定に基づく高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 1件につき 2万7,000円

(115) 建築基準法第59条第1項第3号の規定に基づく高度利用地区における建築物の容積率若しくは建蔽率若しくは建築物の建築面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それぞれの建築面積）に関する制限の適用除外に係る許可又は同条第2項ただし書の規定に基づく高度利用地区における同条第1項第3号に該当する建築物に係る壁面の位置に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査 1件につき 16万円

(116) 建築基準法第59条第4項の規定に基づく高度利用地区における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査 1件につき 16万円

(117) 建築基準法第59条の2第1項

の規定に基づく敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査

1件につき 16万円

(117の2) 建築基準法第60条の2第

1項第3号の規定に基づく都市再生特別地区内における建築物の容積率若しくは建蔽率、建築物の建築面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それぞれの建築面積）若しくは建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可又は同条第2項ただし書の規定に基づく都市再生特別地区内における同条第1項第3号に該当する建築物に係る壁面の位置に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査

1件につき

16万円

(117の3) 建築基準法第60条の2の

2第1項第2号の規定に基づく居住環境向上用途誘導地区内における建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可、同条第2項ただし書の規定に基づく居住環境向上用途誘導地区内における同条第1項第2号に該当する建築物に

係る壁面の位置に関する制限の適用除外に係る許可又は同条第3項ただし書の規定に基づく居住環境向上用途誘導地区内における建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査

1件につき 16万円

(117の4) 建築基準法第60条の3第

1項第3号の規定に基づく特定用途誘導地区内における建築物の容積率若しくは建築物の建築面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それぞれの建築面積）に関する制限の適用除外に係る許可又は同条第2項ただし書に規定する特定用途誘導地区内における建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査 1件につき 16万円

(117の5) 建築基準法第67条第3項

第2号の規定に基づく特定防災街区整備地区内における建築物の敷地面積に関する制限の適用除外に係る許可、同条第5項第2号の規定に基づく特定防災街区整備地区内における建築物の壁面の位置に関する制限の適用除外に係る許可

又は同条第9項第2号の規定に基づく特定防災街区整備地区内における建築物の防災都市計画施設に係る間口率若しくは建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査 1件につき 16万円

(118) 建築基準法第68条の3第1項の規定に基づく再開発等促進区等内における建築物の容積率、同条第2項の規定に基づく再開発等促進区等内における建築物の建蔽率又は同条第3項の規定に基づく再開発等促進区等内における建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 1件につき 2万7,000円

(119) 建築基準法第68条の3第4項の規定に基づく再開発等促進区等内における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査 1件につき 16万円

(120) 建築基準法第68条の4第1項の規定に基づく地区計画等の区域内における建築物の容積率の制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 1件につき 2万

7,000円

(121) 建築基準法第68条の5の3第2項の規定に基づく地区計画等の区域内における建築物の各部分の高さの制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査 1件につき
16万円

(122) 建築基準法第68条の5の5第1項の規定に基づく地区計画等の区域内における前面道路の幅員に応じた建築物の容積率の制限の適用除外に係る認定又は同条第2項の規定に基づく地区計画等の区域内にある建築物の各部分の高さの制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 1件につき
2万7,000円

(123) 建築基準法第68条の5の6第1項の規定に基づく地区計画等の区域内における建築物の建蔽率の特例に係る認定の申請に対する審査 1件につき
2万7,000円

(124) 建築基準法第68条の7第5項の規定に基づく予定道路に係る建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査 1件につき
16万円

(125) 建築基準法第85条第6項又は

第7項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査

ア 3月以内のもの 1件につき
6万円

イ 3月を超え1年以内のもの
1件につき 12万円

ウ 1年を超えるもの 1件につ
き 16万円

(126) 建築基準法第86条第1項の規
定に基づく総合的設計による一団
地の建築物の特例に係る認定の申
請に対する審査

建築物の敷地又は建築物の敷地
以外の土地（以下この号において
「敷地等」という。）の数が2で
ある場合にあっては7万8,000
円、敷地等の数が3以上である場
合にあっては7万8,000円に2を
超える敷地等の数に2万8,000円
を乗じて得た額を加算した額

(127) 建築基準法第86条第2項の規
定に基づく既存建築物を前提とし
た総合的設計による建築物の特例
に係る認定の申請に対する審査

建築物（既存建築物を除く。以
下この号において同じ。）の数が
1である場合にあっては7万

8,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては7万8,000円に1を超える建築物の数に2万8,000円を乗じて得た額を加算した額

(127の2) 建築基準法第86条第3項の規定に基づく敷地内に広い空地を有し、総合的設計による一団地の建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例に係る許可の申請に対する審査

建築物の敷地又は建築物の敷地以外の土地（以下この号において「敷地等」という。）の数が2である場合にあっては22万円、敷地等の数が3以上である場合にあっては22万円に2を超える敷地等の数に2万8,000円を乗じて得た額を加算した額

(127の3) 建築基準法第86条第4項の規定に基づく既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例に係る許可の申請に対する審査

建築物の数が1である場合にあっては22万円、建築物の数が2以上である場合にあっては22万円に

1 を超える建築物の数に2万8,000円を乗じて得た額を加算した額

(128) 建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく同一敷地内建築物以外の建築物の建築に係る認定の申請に対する審査

建築物（同一敷地内建築物を除く。以下この号において同じ。）の数が1である場合にあっては7万8,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては7万8,000円に1を超える建築物の数に2万8,000円を乗じて得た額を加算した額

(128の2) 建築基準法第86条の2第2項の規定に基づく公告認定対象区域内における同一敷地内認定建築物以外の建築物に対する容積率又は各部分の高さに関する特例に係る許可の申請に対する審査

建築物の数が1である場合にあっては22万円、建築物の数が2以上である場合にあっては22万円に1を超える建築物の数に2万8,000円を乗じて得た額を加算した額

(129) 建築基準法第86条の2第3項

の規定に基づく公告許可対象区域内における同一敷地内許可建築物以外の建築物の建築の許可の申請に対する審査

建築物の数が1である場合にあっては22万円、建築物の数が2以上である場合にあっては22万円に1を超える建築物の数に2万8,000円を乗じて得た額を加算した額

(130) 建築基準法第86条の5第2項の規定に基づく複数建築物の認定の取消しの申請に対する審査

6,400円に現に存する建築物の数に1万2,000円を乗じて得た額を加算した額

(131) 建築基準法第86条の5第3項の規定に基づく複数建築物の許可の取消しの申請に対する審査

6,400円に現に存する建築物の数に1万2,000円を乗じて得た額を加算した額

(132) 建築基準法第86条の6第2項の規定に基づく一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査

1 件につき 2 万7,000円

(132の2) 建築基準法第86条の7第

4項の規定に基づく既存建築物の

移転に係る認定（建築基準法施行

令第137条の16第2号に規定する

ものに限る。）の申請に対する審

査 1 件につき 2 万7,000円

(132の2の2) 建築基準法第86条の8

第1項に基づく全体計画の認定又

は同条第3項の規定に基づく全体

計画の変更の認定の申請に対する

審査 1 件につき 2 万7,000円

(132の2の3) 建築基準法第87条の2

第1項の規定に基づく全体計画の

認定又は同条第2項により準用す

る同法第86条の8第3項の規定に

基づく全体計画の変更の認定の申

請に対する審査 1 件につき 2

万7,000円

(132の2の4) 建築基準法第87条の3

第6項又は第7項の規定に基づく

建築物の用途を変更し、一時的に

興行場等又は特別興行場等とする

場合の許可の申請に対する審査

ア 3月以内のもの 1 件につき

6万円

イ 3月を超え1年以内のもの

1 件につき 12万円

ウ 1年を超えるもの 1件につき 16万円

(132の3) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成18年法律第91号) 第17条第4項の規定に基づく申出に係る計画の通知に対する審査

1件につき、アからエまでに掲げる算定に基づく床面積の合計が30平方メートル以内のものにあつては1万9,000円、30平方メートルを超え100平方メートル以内のものにあつては3万1,000円、100平方メートルを超え200平方メートル以内のものにあつては4万7,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以内のものにあつては6万円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のものにあつては9万円、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のものにあつては12万円、2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のものにあつては28万円、1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のものにあつては44万円、5万平方メートルを超えるものにあつては80万

円

ア 建築物を建築する場合（イに掲げる場合及び移転する場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積

イ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。） 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）

ウ 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（エに掲げる場合を除く。） 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1

エ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1

(132の4) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅普及促

進法」という。）第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画（以下「長期優良住宅建築等計画」という。）（新築に係るものに限る。）の認定の申請に対する審査

ア 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第3項又は第4項の規定により当該申請に係る住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写し（以下「確認書等」という。）が添付されていない場合

1件につき、認定の申請があった住宅（以下「認定申請建築物」という。）の当該申請に係る床面積の合計が200平方メートル以内のものにあつては5万5,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以内のものにあつては12万6,000円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のものにあつては20万3,000円、1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内

のものにあつては41万1,000円、3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のものにあつては72万円、5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のものにあつては122万4,000円、1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のものにあつては226万円、2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のものにあつては321万6,000円、3万平方メートルを超えるものにあつては396万1,000円

イ 確認書等が添付されている場合

1件につき、認定申請建築物の当該申請に係る床面積の合計が200平方メートル以内のものにあつては1万1,100円、200平方メートルを超え500平方メートル以内のものにあつては1万9,000円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のものにあつては3万2,000円、1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のものにあつては5万7,000円、3,000平方メ

一トルを超え5,000平方メートル以内のものにあつては8万8,000円、5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のものにあつては13万7,000円、1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のものにあつては22万3,000円、2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のものにあつては26万7,000円、3万平方メートルを超えるものにあつては31万2,000円

(132の4の2) 長期優良住宅建築等計画（増築又は改築に係るものに限る。）の認定の申請に対する審査ア 確認書等が添付されていない場合

1件につき、認定の申請に係る床面積の合計が200平方メートル以内のものにあつては7万2,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以内のものにあつては16万8,000円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のものにあつては26万9,000円、1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のものにあつては54万2,000

円、3,000平方メートルを超え
5,000平方メートル以内のもの
にあつては95万5,000円、5,000
平方メートルを超え1万平方メ
ートル以内のものにあつては
162万8,000円、1万平方メー
トルを超え2万平方メートル以内
のものにあつては300万8,000
円、2万平方メートルを超え3
万平方メートル以内のものにあ
つては428万4,000円、3万平方
メートルを超えるものにあつて
は527万円

イ 確認書等が添付されている場
合

1件につき、認定の申請に係
る床面積の合計が200平方メー
トル以内のものにあつては1万
3,000円、200平方メートルを超
え500平方メートル以内のもの
にあつては2万3,000円、500平
方メートルを超え1,000平方メ
ートル以内のものにあつては4
万円、1,000平方メートルを超
え3,000平方メートル以内のも
のにあつては6万9,000円、
3,000平方メートルを超え5,000
平方メートル以内のものにあつ

ては11万1,000円、5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のものにあつては17万5,000円、1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のものにあつては28万7,000円、2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のものにあつては34万5,000円、3万平方メートルを超えるものにあつては39万5,000円

(132の5) 長期優良住宅普及促進法

第6条第2項（同法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく申出に係る長期優良住宅建築等計画に対する審査

1件につき、認定申請建築物のアからウまでに掲げる算定に基づく床面積の合計が30平方メートル以内のものにあつては1万9,000円、30平方メートルを超え100平方メートル以内のものにあつては3万1,000円、100平方メートルを超え200平方メートル以内のものにあつては4万7,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以内のものにあつては6万円、500平方メートルを超え1,000平方

メートル以内のものにあつては9万円、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のものにあつては12万円、2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のものにあつては28万円、1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のものにあつては44万円、5万平方メートルを超えるものにあつては80万円

ア 認定申請建築物を建築する場合（イに掲げる場合を除く。）

当該建築に係る部分の床面積

イ 建築基準法第6条第1項の確認を受けた認定申請建築物の長期優良住宅建築等計画の変更（同項の確認に係る部分に限る。）をして認定申請建築物を建築する場合 当該長期優良住宅建築等計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）

ウ 認定申請建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合 当該修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1

(132の6) 長期優良住宅普及促進法

第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更（以下この号及び次号において「第8条第1項の計画変更」という。）

（新築に係るものに限る。）の認定の申請（同法第9条第1項の規定に基づくものを除く。次号において同じ。）に対する審査

ア 第8条第1項の計画変更に係る確認書等が添付されていない場合

1件につき、認定申請建築物の第8条第1項の計画変更に係る部分の床面積の合計の2分の1が100平方メートル以内のものにあつては4万円、100平方メートルを超え200平方メートル以内のものにあつては5万5,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以内のものにあつては12万6,000円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のものにあつては20万3,000円、1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のものにあつては41万1,000円、3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの

にあつては72万円、5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のものにあつては122万4,000円、1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のものにあつては226万円、2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のものにあつては321万6,000円、3万平方メートルを超えるものにあつては396万1,000円

イ 第8条第1項の計画変更に係る確認書等が添付されている場合

1件につき、認定申請建築物の第8条第1項の計画変更に係る部分の床面積の合計の2分の1が100平方メートル以内のものにあつては5,300円、100平方メートルを超え200平方メートル以内のものにあつては9,100円、200平方メートルを超え500平方メートル以内のものにあつては1万7,000円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のものにあつては3万円、1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のものにあつ

ては5万5,000円、3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のものにあつては8万6,000円、5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のものにあつては13万5,000円、1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のものにあつては22万1,000円、2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のものにあつては26万5,000円、3万平方メートルを超えるものにあつては31万円

(132の6の2) 第8条第1項の計画変更（増築又は改築に係るものに限る。）の認定の申請に対する審査
ア 第8条第1項の計画変更に係る確認書等が添付されていない場合

1件につき、認定申請建築物の第8条第1項の計画変更に係る部分の床面積の合計の2分の1が100平方メートル以内のものにあつては5万2,000円、100平方メートルを超え200平方メートル以内のものにあつては7万2,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの

のにあつては16万8,000円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のものにあつては26万9,000円、1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のものにあつては54万2,000円、3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のものにあつては95万5,000円、5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のものにあつては162万8,000円、1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のものにあつては300万8,000円、2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のものにあつては428万4,000円、3万平方メートルを超えるものにあつては527万円

イ 第8条第1項の計画変更に係る確認書等が添付されている場合

1件につき、認定申請建築物の第8条第1項の計画変更に係る部分の床面積の合計の2分の1が100平方メートル以内のものにあつては6,000円、100平方メートルを超え200平方メートル

ル以内のものにあつては1万1,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以内のものにあつては2万1,000円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のものにあつては3万8,000円、1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のものにあつては6万7,000円、3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のものにあつては10万9,000円、5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のものにあつては17万3,000円、1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のものにあつては28万5,000円、2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のものにあつては34万3,000円、3万平方メートルを超えるものにあつては39万3,000円

(132の7) 長期優良住宅普及促進法
第9条第1項の規定に基づく譲受人を決定したとき又は同条第3項の規定に基づく管理者等が選任されたときの長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審

査 1 件につき 9,100円

(132の7の2) 長期優良住宅普及促進
法第10条の規定に基づく地位の承
継の承認の申請に対する審査 1
件につき 5,300円

(132の8) 高齢者の居住の安定確保
に関する法律（平成13年法律第26
号）第5条第1項の規定に基づく
登録の申請に対する審査

1 件につき、アに掲げる額。た
だし、イに掲げる場合に該当する
ときにあってはイに定める額を、
ウに掲げる場合に該当するときに
あってはウに定める額を、エに掲
げる場合に該当するときにあって
はエに定める額を、オに掲げる場
合に該当するときにあってはオに
定める額を、アに掲げる額にそれ
ぞれ加算した額とする。

ア 次の（ア）から（ク）までに
掲げる区分に応じ、それぞれ
（ア）から（ク）までに定める
額

（ア） 申請に係るサービス付き
高齢者向け住宅の戸数が10戸
以下である場合 2万5,000
円

（イ） 申請に係るサービス付き

高齢者向け住宅の戸数が11戸
以上20戸以下である場合 3
万円

(ウ) 申請に係るサービス付き
高齢者向け住宅の戸数が21戸
以上30戸以下である場合 3
万4,000円

(エ) 申請に係るサービス付き
高齢者向け住宅の戸数が31戸
以上40戸以下である場合 3
万8,000円

(オ) 申請に係るサービス付き
高齢者向け住宅の戸数が41戸
以上50戸以下である場合 4
万2,000円

(カ) 申請に係るサービス付き
高齢者向け住宅の戸数が51戸
以上70戸以下である場合 5
万円

(キ) 申請に係るサービス付き
高齢者向け住宅の戸数が71戸
以上100戸以下である場合
6万3,000円

(ク) 申請に係るサービス付き
高齢者向け住宅の戸数が101
戸以上である場合 7万
5,000円

イ 国土交通省・厚生労働省関係

高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成23年／厚生労働省／国土交通省／令第2号）第8条括弧書に規定する場合に該当するかについての審査を行う場合 1万円

ウ 国土交通省・厚生労働省関係
高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第9条ただし書に規定する場合に該当するかについての審査を行う場合 1万円。ただし、イに定める手数料を徴収する場合には、ウに定める手数料は、徴収しないものとする。

エ 高齢者の居住の安定確保に関する法律第7条第1項第6号ニ若しくはホ、第7号又は第8号に掲げる基準に係る審査を行う場合 7,000円

オ 高齢者の居住の安定確保に関する法律第7条第1項第6号へに掲げる基準に係る審査を行う場合であって、かつ、入居契約の形態が賃貸借契約でない場合 5,000円

(132の9) 高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第2項の規

定に基づく登録の更新の申請に
対する審査

1件につき、アに掲げる額。た
だし、イに掲げる場合に該当す
るときにあってはイに定める額を、
ウに掲げる場合に該当するときに
あってはウに定める額を、エに掲
げる場合に該当するときにあって
はエに定める額を、オに掲げる場
合に該当するときにあってはオに
定める額を、アに掲げる額にそれ
ぞれ加算した額とする。

ア 次の（ア）から（ク）までに
掲げる区分に応じ、それぞれ
（ア）から（ク）までに定める
額

（ア） 申請に係るサービス付き
高齢者向け住宅の戸数が10戸
以下である場合 9,000円

（イ） 申請に係るサービス付き
高齢者向け住宅の戸数が11戸
以上20戸以下である場合 1
万円

（ウ） 申請に係るサービス付き
高齢者向け住宅の戸数が21戸
以上30戸以下である場合 1
万2,000円

（エ） 申請に係るサービス付き

高齢者向け住宅の戸数が31戸以上40戸以下である場合 1万3,000円

(オ) 申請に係るサービス付き高齢者向け住宅の戸数が41戸以上50戸以下である場合 1万4,000円

(カ) 申請に係るサービス付き高齢者向け住宅の戸数が51戸以上70戸以下である場合 1万7,000円

(キ) 申請に係るサービス付き高齢者向け住宅の戸数が71戸以上100戸以下である場合 2万1,000円

(ク) 申請に係るサービス付き高齢者向け住宅の戸数が101戸以上である場合 2万5,000円

イ 申請に係るサービス付き高齢者向け住宅に関して、国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第8条括弧書の規定により、各居住部分の床面積について25平方メートル未満のものが認められている場合 4,000円

ウ 申請に係るサービス付き高齢

者向け住宅に関して、国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第9条ただし書の規定により、各居住部分が台所、収納設備又は浴室を備えたものであることを要しないものとして認められている場合 4,000円。ただし、イに定める手数料を徴収する場合には、ウに定める手数料は、徴収しないものとする。

エ 入居契約の内容が家賃等の前払金を受領するものとなっている場合 3,000円

オ 入居契約の形態が賃貸借契約でない場合 2,000円

(132の10) 高齢者の居住の安定確保に関する法律第9条第1項の規定に基づく届出を受けた場合（同法第6条第1項第7号から第12号まで及び第14号に掲げる事項、同項第15号に掲げる事項（国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第6条第3号に掲げる事項及び同条第5号に掲げる事項のうち高齢者生活支援サービスの提供を委託

により他の事業者に行わせる場合
における当該委託契約に係る事項
に限る。)並びに同法第6条第2
項に規定する添付書類の記載事項
(同法第7条第1項第6号ニ、ホ
及びヘ、第7号並びに第8号に掲
げる基準に係るものに限る。)の
変更について届出を受けた場合に
限る。)を行う同法第9条第3項
の規定に基づく変更の登録に係る
審査

1件につき、アに掲げる額。た
だし、イに掲げる場合に該当する
ときにあってはイに定める額を、
ウに掲げる場合に該当するときに
あってはウに定める額を、エに掲
げる場合に該当するときにあって
はエに定める額を、オに掲げる場
合に該当するときにあってはオに
定める額を、アに掲げる額にそれ
ぞれ加算した額とする。

ア 次の(ア)から(ク)までに
掲げる区分に応じ、それぞれ
(ア)から(ク)までに定める
額

(ア) 登録に係るサービス付き
高齢者向け住宅の戸数(高齢
者の居住の安定確保に関する

法律第6条第1項第6号に掲げる事項に変更があったとして届出がなされた場合にあっては、変更後のサービス付き高齢者向け住宅の戸数。以下この号において同じ。）が10戸以下である場合 1万3,000円

(イ) 登録に係るサービス付き高齢者向け住宅の戸数が11戸以上20戸以下である場合 1万5,000円

(ウ) 登録に係るサービス付き高齢者向け住宅の戸数が21戸以上30戸以下である場合 1万7,000円

(エ) 登録に係るサービス付き高齢者向け住宅の戸数が31戸以上40戸以下である場合 1万9,000円

(オ) 登録に係るサービス付き高齢者向け住宅の戸数が41戸以上50戸以下である場合 2万1,000円

(カ) 登録に係るサービス付き高齢者向け住宅の戸数が51戸以上70戸以下である場合 2万5,000円

(キ) 登録に係るサービス付き
高齢者向け住宅の戸数が71戸
以上100戸以下である場合
3万2,000円

(ク) 登録に係るサービス付き
高齢者向け住宅の戸数が101
戸以上である場合 3万
8,000円

イ 国土交通省・厚生労働省関係
高齢者の居住の安定確保に関す
る法律施行規則第8条括弧書に
規定する場合に該当するかにつ
いての審査を行う場合 5,000
円

ウ 国土交通省・厚生労働省関係
高齢者の居住の安定確保に関す
る法律施行規則第9条ただし書
に規定する場合に該当するかに
ついての審査を行う場合
5,000円。ただし、イに定める
手数料を徴収する場合において
は、ウに定める手数料は、徴収
しないものとする。

エ 高齢者の居住の安定確保に関
する法律第7条第1項第6号ニ
若しくはホ、第7号又は第8号
に掲げる基準に係る審査を行う
場合 4,000円

オ 高齢者の居住の安定確保に関する法律第7条第1項第6号へに掲げる基準に係る審査を行う場合であって、かつ、変更後の入居契約の形能が賃貸借契約でない場合 3,000円

(132の11) 低炭素化促進法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（一戸建ての住宅又は共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅の新築等（低炭素化促進法第53条に規定する低炭素化のための建築物の新築等をいう。以下第132号の14までにおいて同じ。）に係るものに限る。）の認定の申請に対する審査

ア 申請に係る低炭素建築物新築等計画が低炭素化促進法第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書面が添付されていない場合

1件につき、一戸建ての住宅の新築等に係る部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものにあつては3万9,000円、200平方メートル以上のものにあつては4万4,000円、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住

宅以外の住宅の新築等に係る部分の床面積（基準省令第4条第3項の設計一次エネルギー消費量を同項第2号の数値とする場合にあっては、当該住宅の共用部分（同項第1号の共用部分をいう。以下この号から第132号の18までにおいて同じ。）の床面積を除く。以下この号において同じ。）の合計が300平方メートル未満のものにあっては7万6,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあっては12万8,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあっては22万5,000円、5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあっては31万2,000円、1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあっては60万6,000円、2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあっては104万7,000円、5万平方メートル以上のものにあっては192万5,000円

イ 申請に係る低炭素建築物新築

等計画が低炭素化促進法第54条
第1項各号に掲げる基準に適合
することを証する書面が添付さ
れている場合

1件につき、一戸建ての住宅
の新築等に係る部分の床面積の
合計が200平方メートル未満の
ものにあつては6,900円、200平
方メートル以上のものにあつて
は7,400円、共同住宅、長屋そ
の他の一戸建ての住宅以外の住
宅の新築等に係る部分の床面積
の合計が300平方メートル未満
のものにあつては1万2,000
円、300平方メートル以上2,000
平方メートル未満のものにあつ
ては2万8,000円、2,000平方メ
ートル以上5,000平方メートル
未満のものにあつては6万
6,000円、5,000平方メートル以
上1万平方メートル未満のもの
にあつては10万3,000円、1万
平方メートル以上2万5,000平
方メートル未満のものにあつて
は16万5,000円、2万5,000平方
メートル以上5万平方メートル
未満のものにあつては23万
4,000円、5万平方メートル以上

のものにあつては36万8,000円

(132の12) 低炭素化促進法第53条第

1項の規定に基づく低炭素建築物

新築等計画（一戸建ての住宅及び

共同住宅、長屋その他の一戸建て

の住宅以外の住宅以外の建築物

（以下第132号の14までにおいて

「非住宅建築物」という。）に係

るものに限る。）の認定の申請に

対する審査

ア 申請に係る低炭素建築物新築

等計画が低炭素化促進法第54条

第1項各号に掲げる基準に適合

することを証する書面が添付さ

れていない場合

(ア) 誘導基準（非住宅建築物

に係る判断の基準に関する部

分に限る。）による場合

（（イ）に掲げる場合を除

く。）

1件につき、非住宅建築物

の新築等に係る部分の床面積

の合計が300平方メートル未

満のものにあつては24万円、

300平方メートル以上1,000平

方メートル未満のものにあつ

ては30万2,000円、1,000平方

メートル以上2,000平方メー

トル未満のものにあつては39万円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては56万5,000円、5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあつては69万1,000円、1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあつては82万5,000円、2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあつては93万7,000円、5万平方メートル以上のものにあつては118万9,000円

(イ) 基準省令第1条第1項第

1号ロに規定する一次エネルギー消費量モデル建築物及び基準省令第10条第1号イ(2)に規定する年間熱負荷モデル建築物を用いて計算する場合

1件につき、非住宅建築物の新築等に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものにあつては9万5,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものにあつては12万2,000

円、1,000平方メートル以上
2,000平方メートル未満のもの
にあっては16万円、2,000
平方メートル以上5,000平方
メートル未満のものにあつて
は26万6,000円、5,000平方メ
ートル以上1万平方メートル
未満のものにあつては34万
1,000円、1万平方メートル
以上2万5,000平方メートル
未満のものにあつては41万
7,000円、2万5,000平方メー
トル以上5万平方メートル未
満のものにあつては48万
4,000円、5万平方メートル以
上のものにあつては64万
6,000円

イ 申請に係る低炭素建築物新築
等計画が低炭素化促進法第54条
第1項各号に掲げる基準に適合
することを証する書面が添付さ
れている場合

1件につき非住宅建築物の新
築等に係る部分の床面積の合計
が300平方メートル未満のもの
にあつては1万2,000円、300平
方メートル以上1,000平方メー
トル未満のものにあつては2万

2,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあっては3万5,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあっては10万3,000円、5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあっては15万1,000円、1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあっては19万8,000円、2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあっては23万9,000円、5万平方メートル以上のものにあっては35万2,000円

(132の12の2) 低炭素化促進法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物の新築等に係るものに限る。）の認定の申請に対する審査

1件につき、建築物の住宅の用途の新築等に係る部分の床面積（基準省令第4条第3項の設計一次エネルギー消費量を同項第2号の数値とする場合）にあっては、当該建築物の住宅の用途の共用部分

の床面積を除く。)に 応じた第
132号の11の額に住宅以外の用途
の新築等に係る部分の床面積に
応じた前号の額を加算した額

(132の13) 低炭素化促進法第54条第
2項(同法第55条第2項において
準用する場合を含む。)の規定に
基づく申出に係る低炭素建築物新
築等計画に対する審査

1件につき、申出があった建築
物(一戸建ての住宅及び共同住
宅、長屋その他の一戸建ての住宅
以外の住宅並びにこれらのもの以
外の建築物の全てを含む。以下こ
の号において「申出低炭素建築
物」という。)のアからウまでに
掲げる算定に基づく床面積の合計
が30平方メートル以内のものにあ
っては1万9,000円、30平方メー
トルを超え100平方メートル以内
のものにあっては3万1,000円、
100平方メートルを超え200平方メ
ートル以内のものにあっては4万
7,000円、200平方メートルを超え
500平方メートル以内のものにあ
っては6万円、500平方メートル
を超え1,000平方メートル以内の
ものにあっては9万円、1,000平

方メートルを超え2,000平方メートル以内のものにあつては12万円、2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のものにあつては28万円、1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のものにあつては44万円、5万平方メートルを超えるものにあつては80万円

ア 申出低炭素建築物について新築等する場合（イに掲げる場合を除く。） 当該新築等に係る部分の床面積

イ 建築基準法第6条第1項の確認を受けた申出低炭素建築物の低炭素建築物新築等計画の変更（同項の確認に係る部分に限る。）をして申出低炭素建築物について新築等をする場合 当該低炭素建築物新築等計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）

ウ 申出低炭素建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合 当該修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1

(132の14) 低炭素化促進法第55条第

1項の規定に基づく低炭素建築物
新築等計画の変更の認定の申請に
対する審査

1件につき、第132号の11から
第132号の12の2までの規定を準
用して得られる額。この場合にお
いて、これらの規定中「新築等に
係る部分の床面積」とあるのは、
「低炭素化促進法第55条第1項の
規定に基づく変更に係る部分の床
面積（誘導基準に適合するかどう
かの判断のための計算の方法を変
更する場合にあっては、当該変更
する部分の床面積を含む。）」と
読み替えるものとする。

(132の14の2) 都市の低炭素化の促

進に関する法律施行規則（平成24
年国土交通省令第86号）第46条の
2の規定に基づく軽微な変更<sub>に該
当していることを証する書面の交
付</sub>

1件につき、第132号の11から
第132号の12の2までの規定を準
用して得られる額。この場合にお
いて、これらの規定中「新築等に
係る部分の床面積」とあるのは、
「軽微な変更に係る部分の床面積

（誘導基準に適合するかどうかの判断のための計算の方法を変更する場合にあっては、当該変更する部分の床面積を含む。）」と読み替えるものとする。

（132の14の3）建築物省エネルギー法第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画（以下この号及び次号において「確保計画」という。）の建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下この号及び次号において「適合性判定」という。）に対する審査

ア イに掲げる場合以外の場合

（ア） 基準省令第1条第1項第1号イに規定する基準による場合

a bに掲げる場合以外の場合

1件につき、非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものにあつては23万8,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものにあつては30万円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては38

万8,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては56万3,000円、5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあつては68万9,000円、1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあつては82万3,000円、2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあつては93万5,000円、5万平方メートル以上のものにあつては118万7,000円

b 工場、倉庫、その他これらに類する用途に供する建築物（以下この号において「工場等」という。）の場合

1件につき、非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものにあつては2万6,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものにあつては3万7,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メ

メートル未満のものにあつては5万1,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては12万5,000円、5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあつては17万5,000円、1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあつては22万4,000円、2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあつては27万円、5万平方メートル以上のものにあつては39万円

(イ) 基準省令第1条第1項第1号ロに規定する基準による場合

a bに掲げる場合以外の場合

1件につき、非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものにあつては9万3,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものにあつては11万9,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メ

メートル未満のものにあつては15万8,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては26万4,000円、5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあつては33万9,000円、1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあつては41万5,000円、2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあつては48万2,000円、5万平方メートル以上のものにあつては64万4,000円

b 工場等の場合

1件につき、非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものにあつては2万2,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものにあつては3万2,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては4万6,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メ

一トル未満のものにあつては11万8,000円、5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあつては16万8,000円、1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあつては21万6,000円、2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあつては26万円、5万平方メートル以上のものにあつては37万9,000円

(ウ) 基準省令第1条第1項第1号ただし書に規定する方法による場合

a 基準省令第1条第1項第1号イに規定する基準による場合

非住宅部分の床面積（当該建築物について一次エネルギー消費量に係る計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除く。b及びcにおいて同じ。）の合計に応じた（ア）の額

b 基準省令第1条第1項第

1号口に規定する基準による場合

非住宅部分の床面積の合計に応じた(イ)の額

c a及びbに掲げる場合以外の場合

非住宅部分の床面積の合計に応じた(ア)の額

イ 建築物省エネルギー法第34条第3項に規定する他の建築物に係る審査を行う場合(確保計画に係る評価方法と建築物省エネルギー法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が同一である場合に限る。)

1件につき、非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものにあつては1万2,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものにあつては2万2,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては3万5,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては10万3,000円、5,000平方メートル以上1万平

方メートル未満のものにあつては15万1,000円、1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあつては19万8,000円、2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあつては23万9,000円、5万平方メートル以上のものにあつては35万2,000円

(132の14の4) 建築物省エネルギー法第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく確保計画の変更の適合性判定に対する審査

1件につき、前号の規定を準用して得られる額。この場合において、同号中「非住宅部分の床面積」とあるのは、「建築物省エネルギー法第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく変更に係る部分の床面積（基準省令第1条第1項第1号に規定する基準（国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法を含む。）の適用を変更する場合にあつては、当該変更する部分の床面積を含む。）」と読み替えるものとする。

(132の15) 建築物省エネルギー法第

34条第1項の規定に基づく建築物
エネルギー消費性能向上計画（以
下この号及び次号において「性能
向上計画」という。）の認定の申
請に対する審査

ア 申請に係る建築物が非住宅部
分のみからなる建築物の場合

(ア) 申請に係る性能向上計画
が建築物省エネルギー法第35
条第1項第1号に規定する基
準に適合することを証する書
面が添付されていない場合

a 基準省令第10条第1号に
規定する基準による場合
（bに掲げる場合を除
く。）

1件（建築物省エネルギ
ー法第34条第3項の規定に
より、同条第1項の規定に
よる認定の申請に係る建築
物以外の建築物に関する事
項を性能向上計画に記載す
る場合は、1の建築物ごと
に1件とする。以下この号
において同じ。）につき、
認定の申請に係る部分の床
面積の合計が300平方メー
トル未満のものにあっては

23万8,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものにあっては30万円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあっては38万8,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあっては56万3,000円、5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあっては68万9,000円、1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあっては82万3,000円、2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあっては93万5,000円、5万平方メートル以上のものにあっては118万7,000円

b 基準省令第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)に規定する基準による場合

1件につき、認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものにあっては9万3,000

円、300平方メートル以上
1,000平方メートル未満の
ものにあつては11万9,000
円、1,000平方メートル以
上2,000平方メートル未満
のものにあつては15万
8,000円、2,000平方メー
トル以上5,000平方メー
トル未満のものにあつては26万
4,000円、5,000平方メー
トル以上1万平方メートル未
満のものにあつては33万
9,000円、1万平方メー
トル以上2万5,000平方メー
トル未満のものにあつては
41万5,000円、2万5,000平
方メートル以上5万平方メ
ートル未満のものにあつて
は48万2,000円、5万平方
メートル以上のものにあつ
ては64万4,000円

(イ) 申請に係る性能向上計画
が建築物省エネルギー法第35
条第1項第1号に規定する基
準に適合することを証する書
面が添付されている場合
1件につき、認定の申請に
係る部分の床面積の合計が

300平方メートル未満のもの
にあっては1万2,000円、300
平方メートル以上1,000平方
メートル未満のものにあつて
は2万2,000円、1,000平方メ
ートル以上2,000平方メー
トル未満のものにあつては3万
5,000円、2,000平方メートル
以上5,000平方メートル未
満のものにあつては10万3,000
円、5,000平方メートル以上
1万平方メートル未満のもの
にあつては15万1,000円、1
万平方メートル以上2万
5,000平方メートル未満のも
のにあつては19万8,000円、
2万5,000平方メートル以上
5万平方メートル未満のもの
にあつては23万9,000円、5
万平方メートル以上のものに
あつては35万2,000円

イ 申請に係る建築物が建築物省
エネルギー法第11条第1項に規
定する住宅部分（以下この号及
び第132号の18において「住宅
部分」という。）のみからなる
建築物の場合

(ア) 申請に係る性能向上計画

が建築物省エネルギー法第35条第1項第1号に規定する基準に適合することを証する書面が添付されていない場合

1件につき、一戸建ての住宅の認定の申請に係る部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものにあつては3万7,000円、200平方メートル以上のものにあつては4万2,000円、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅の認定の申請に係る部分の床面積（基準省令第4条第3項の設計一次エネルギー消費量を同項第2号の数値とする場合にあつては、当該住宅の共用部分の床面積を除く。（イ）において同じ。）の合計が300平方メートル未満のものにあつては7万4,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては12万6,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては22万2,000円、5,000平方メートル以上1万平方メー

トル未満のものにあつては31万円、1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあつては60万4,000円、2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあつては104万5,000円、5万平方メートル以上のものにあつては192万3,000円

(イ) 申請に係る性能向上計画

が建築物省エネルギー法第35条第1項第1号に規定する基準に適合することを証する書面が添付されている場合

1件につき、一戸建ての住宅の認定の申請に係る部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものにあつては6,900円、200平方メートル以上のものにあつては7,400円、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅の認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものにあつては1万2,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては2万8,000

円、2,000平方メートル以上
5,000平方メートル未満のもの
にあっては6万6,000円、
5,000平方メートル以上1万
平方メートル未満のものにあ
っては10万3,000円、1万平
方メートル以上2万5,000平
方メートル未満のものにあっ
ては16万5,000円、2万5,000
平方メートル以上5万平方メ
ートル未満のものにあっては
23万4,000円、5万平方メー
トル以上のものにあっては36
万8,000円

ウ 申請に係る建築物が基準省令
第1条第1項第1号に規定する
複合建築物（以下この号及び第
132号の18において「複合建築
物」という。）の場合

1件につき、非住宅部分の認
定の申請に係る部分の床面積に
応じたアに定める額に住宅部分
の認定の申請に係る部分の床面
積（基準省令第4条第3項の設
計一次エネルギー消費量を同項
第2号の数値とする場合にあっ
ては、当該住宅部分の共用部分
の床面積を除く。）に応じたイ

に定める額を加算した額

(132の16) 建築物省エネルギー法第35条第2項（同法第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく申出に対する審査

1件につき、申出があった建築物（一戸建ての住宅及び共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅並びにこれらのもの以外の建築物の全てを含む。以下この号において「申出省エネルギー建築物」という。）のアからウまでに掲げる算定に基づく床面積の合計が30平方メートル以内のものにあつては1万9,000円、30平方メートルを超え100平方メートル以内のものにあつては3万1,000円、100平方メートルを超え200平方メートル以内のものにあつては4万7,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以内のものにあつては6万円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のものにあつては9万円、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のものにあつては12万円、2,000平方メートル

を超え1万平方メートル以内のものにあっては28万円、1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のものにあっては44万円、5万平方メートルを超えるものにあっては80万円

ア 申出省エネルギー建築物について建築をする場合（イに掲げる場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積

イ 建築基準法第6条第1項の確認を受けた申出省エネルギー建築物の性能向上計画の変更（同項の確認に係る部分に限る。）をして申出省エネルギー建築物について建築をする場合 当該性能向上計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）

ウ 申出省エネルギー建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合 当該修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1

(132の17) 建築物省エネルギー法第36条第1項の規定に基づく性能向上計画の変更の認定の申請に対す

る審査

1件（建築物省エネルギー法第34条第3項の規定により、同条第1項の規定による認定の申請に係る建築物以外の建築物に関する事項を性能向上計画に記載する場合は、1の建築物ごとに1件とする。）につき、第132号の15の規定を準用して得られる額。この場合において同号の規定中「認定の申請に係る部分の床面積」とあるのは、「建築物省エネルギー法第36条第1項の規定に基づく変更に係る部分の床面積（基準省令第10条第1号又は第2号に規定する基準（国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法を含む。）の適用を変更する場合にあっては、当該変更する部分の床面積を含む。））」と読み替えるものとする。

(132の18) 建築物省エネルギー法第41条第1項の規定に基づく認定の申請に対する審査

ア 申請に係る建築物が非住宅部分のみからなる建築物の場合

(ア) 申請に係る建築物が建築物省エネルギー法第2条第1

項第3号に規定する基準に適合することを証する書面が添付されていない場合

a 基準省令第1条第1項第1号に規定する基準による場合（bに掲げる場合を除く。）

1件につき、認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものにあつては23万8,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものにあつては30万円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては38万8,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては56万3,000円、5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあつては68万9,000円、1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあつては82万3,000円、2万5,000平方メートル以上5万平方メ

一トル未満のものにあつては93万5,000円、5万平方メートル以上のものにあつては118万7,000円

b 基準省令第1条第1項第1号口に規定する基準による場合

1件につき、認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものにあつては9万3,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものにあつては11万9,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては15万8,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては26万4,000円、5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあつては33万9,000円、1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあつては41万5,000円、2万5,000平方メートル以上5万平方メ

一トル未満のものにあつては48万2,000円、5万平方メートル以上のものにあつては64万4,000円

(イ) 申請に係る建築物が建築物省エネルギー法第2条第1項第3号に規定する基準に適合することを証する書面が添付されている場合

1件につき、認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものにあつては1万2,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものにあつては2万2,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては3万5,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては10万3,000円、5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあつては15万1,000円、1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあつては19万8,000円、2万5,000平方メートル以上

5万平方メートル未満のもの
にあつては23万9,000円、5
万平方メートル以上のものに
あつては35万2,000円

イ 申請に係る建築物が住宅部分
のみからなる建築物の場合

(ア) 申請に係る建築物が建築
物省エネルギー法第2条第1
項第3号に規定する基準に適
合することを証する書面が添
付されていない場合

a 基準省令第1条第1項第
2号に規定する基準による
場合（bに掲げる場合を除
く。）

1件につき、一戸建ての
住宅の認定の申請に係る部
分の床面積の合計が200平
方メートル未満のものにあ
つては3万7,000円、200平
方メートル以上のものに
あつては4万2,000円、共同
住宅、長屋その他の一戸建
ての住宅以外の住宅の認定
の申請に係る部分の床面積
（基準省令第4条第3項の
設計一次エネルギー消費量
を同項第2号の数値とする

場合にあっては、当該住宅の共用部分の床面積を除く。次のbにおいて同じ。)の合計が300平方メートル未満のものにあっては7万4,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあっては12万6,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあっては22万2,000円、5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあっては31万円、1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあっては60万4,000円、2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあっては104万5,000円、5万平方メートル以上のものにあっては192万3,000円

b 基準省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及び同号ロ(2)、同号イ(2)(ii)及び同号ロ(2)又は同号イ(3)及び同号ロ(3)に規定する基準

による場合（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅にあっては全ての住戸が同基準による場合に限る。）

1件につき、一戸建ての住宅の認定の申請に係る部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものにあっては2万円、200平方メートル以上のものにあつては2万2,000円、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅の認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものにあっては3万7,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあっては6万6,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあっては12万6,000円、5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあっては18万1,000円、1万平方メートル以上2万5,000平方メー

トル未満のものにあつては
32万8,000円、2万5,000平
方メートル以上5万平方メ
ートル未満のものにあつて
は53万3,000円、5万平方
メートル以上のものにあつ
ては94万円

(イ) 申請に係る建築物が建築
物省エネルギー法第2条第1
項第3号に規定する基準に適
合することを証する書面が添
付されている場合

1件につき、一戸建ての住
宅の認定の申請に係る部分の
床面積の合計が200平方メー
トル未満のものにあつては
6,900円、200平方メートル以
上のものにあつては7,400
円、共同住宅、長屋その他の
一戸建ての住宅以外の住宅の
認定の申請に係る部分の床面
積（基準省令第4条第3項の
設計一次エネルギー消費量を
同項第2号の数値とする場合
にあつては、当該住宅の共用
部分の床面積を除く。）の合
計が300平方メートル未満の
ものにあつては1万2,000

円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては2万8,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては6万6,000円、5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあつては10万3,000円、1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあつては16万5,000円、2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあつては23万4,000円、5万平方メートル以上のものにあつては36万8,000円

ウ 申請に係る建築物が複合建築物の場合

1件につき、非住宅部分の認定の申請に係る部分の床面積に応じたアに定める額に住宅部分の認定の申請に係る部分の床面積（基準省令第4条第3項の設計一次エネルギー消費量を同項第2号の数値とする場合にあつては、当該住宅の共用部分の床面積を除く。）に応じたイに定

める額を加算した額

(132の18の2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「建築物省エネルギー法施行規則」という。）第11条の規定に基づく軽微な変更に該当していることを証する書面の交付

1件につき、第132号の14の3の規定を準用して得られる額。この場合において、同号中「非住宅部分の床面積」とあるのは、「軽微な変更に係る部分の床面積（基準省令第1条第1項第1号に規定する基準（国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法を含む。）の適用を変更する場合にあっては、当該変更する部分の床面積を含む。）」と読み替えるものとする。

(132の18の3) 建築物省エネルギー法施行規則第29条の規定に基づく軽微な変更に関する証明書の交付

当該証明書の交付を受けようとする1の建築物につき、第132号の15の規定を準用して得られる額。この場合において、同号中

「認定の申請に係る部分の床面積」とあるのは、「軽微な変更に係る部分の床面積（基準省令第10条第1号又は第2号に規定する基準（国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法を含む。）の適用を変更する場合にあっては、当該変更する部分の床面積を含む。）」と読み替えるものとする。

(132の19) マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第105条第1項の規定に基づく建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査 1件につき 16万円

(132の20) 長期優良住宅普及促進法第18条第1項の規定に基づく住宅の容積率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査 1件につき 16万円

(133)～(158) [略]

第5条 市長は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下別表第9において「法」という。）の規定に基づく事務につき、別表第9に定める額の手数料を徴収する。

(133)～(158) [略]

第5条の2 市長は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下別表第10において「法」という。）の規定に基づく事務につき、別表第10に定める額の手数料を徴収する。

第5条の3 市長は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下別表第11において「法」という。）の規定に基づく事務につき、別表第11に定める額の手数料を徴収する。

第5条の4 市長は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下別表第12において「法」という。）及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号。以下別表第12において「規則」という。）の規定に基づく事務につき、別表第12に定める額の手数料を徴収する。

第5条の5 市長は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下別表第13において「法」という。）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下別表第13にお

いて「規則」という。）の規定に基づき、別表第13に定める額の手数料を徴収する。

第5条の6 市長は、マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号。以下別表第14において「法」という。）の規定に基づく事務につき、別表第14に定める額の手数料を徴収する。

第5条の7 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下別表第15において「法」という。）及び国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成23年／厚生労働省／国土交通省／令第2号。以下別表第15において「規則」という。）の規定に基づく事務につき、別表第15に定める額の手数料を徴収する。

（手数料の徴収）

第6条 [略]

2 [略]

3 次の各号のいずれかに該当する事務に係る手数料は、徴収しない。

(1) [略]

(2) 官公署のためにする事務（第2条第26号から第52号まで及び第73

（手数料の徴収）

第5条 [略]

2 [略]

3 次の各号のいずれかに該当する事務に係る手数料は、徴収しない。

(1) [略]

(2) 官公署のためにする事務（第2条第26号から第52号まで、第73号

号並びに第3条から前条までに規定する事務を除く。)

(3)～(5) [略]

4 [略]

第7条 [略]

2 前項の規定にかかわらず、官公署のためにする事務に係る第5条から第5条の7までに規定する手数料は、後納することができる。

3、4 [略]

第8条～第10条 [略]

及び第92号から第132号の19まで並びに第3条から前条までに規定する事務を除く。)

(3)～(5) [略]

4 [略]

第6条 [略]

2 前項の規定にかかわらず、官公署のためにする事務に係る第2条第92号から第132号の19までに規定する手数料は、後納することができる。

3、4 [略]

第7条～第9条 [略]

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前

改正後

別表第9（第5条関係）

種別	区分	手数料（1件につき）
1 法第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく確認の申請又は法第18条第2項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく通知に対する審査	床面積の合計	
	30平方メートル以内	1万9,000円
	30平方メートルを超え100平方メートル以内	3万1,000円
	100平方メートルを超え200平方メートル以内	4万7,000円
	200平方メートルを超え500平方メートル以内	6万円
	500平方メートルを超え1,000平方メートル以内	9万円
	1,000平方メートルを超え1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内	12万円
	2,000平方メートルを超え2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内	28万円
	1万平方メートルを超え5万平方メートル以内	44万円
	5万平方メートルを超え5万平方メートルを超えるもの	80万円
	2 1の項の審査のうち、法第6条の3第1項ただし書又は法第18条第4項ただし書の規定に基づき、構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する	当該審査に係る一の建築物ごとの床面積（一の建築物がエキスパンションジョイントその他の
1,000平方メートル以内		21万5,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内		24万8,000円
2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内		32万4,000円
1万平方メートルを超え5万平方メートル以内		

<p>者として規則第3条の13第1項各号で定める要件を備える者である建築主事が令第9条の3に定める特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを審査する場合に1の項の手数料に加算する額</p>	<p>相互に応力を伝えない構造方法により他の部分と構造的に分離されている場合にあっては、それぞれの部分ごとの床面積)</p>	<p>5万平方メートルを超えるもの</p>	<p>59万円</p>
<p>3 法第87条の4において準用する法第6条第1項の規定に基づく確認の申請又は法第87条の4において準用する法第18条第2項の規定に基づく通知に対する審査</p>	<p>建築設備を設置する場合 (確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合を除く。)</p>	<p>小荷物専用昇降機(1基) その他の建築設備(1基)</p>	<p>1万円 1万7,000円</p>
<p>4 法第88条第1項若しくは第2項において準用する法第6条第1項の規定に基づく確認の申請又は法第88条第1</p>	<p>工物を築造する場合(確認を受けた工物の計画の変更をして工物を築造する場合を除く。) 確認を受けた工物の計画の変更をして工物を築造する場合</p>	<p>小荷物専用昇降機(1基) その他の建築設備(1基)</p>	<p>6,000円 1万円 1万6,000円 1万円</p>

項若しくは第2項において準用する法第18条第2項の規定に基づく通知に対する審査 5 法第7条第4項又は法第18条第17項の規定に基づく完了検査(9の項に規定する検査を除く。)	床面積の合計	30平方メートル以内	2万2,000円	
		30平方メートルを超え100平方メートル以内	3万円	
		100平方メートルを超え200平方メートル以内	3万6,000円	
		200平方メートルを超え400平方メートル以内	4万5,000円	
		400平方メートルを超え500平方メートル以内	6万5,000円	
		500平方メートルを超え1,000平方メートル以内	8万8,000円	
		1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内	19万円	
		2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内	30万円	
		3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内	59万円	
		5,000平方メートルを超えるもの	1万7,000円	
		非住宅部分の床面積の合計	1,000平方メートル未満	2万8,000円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	8万5,000円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	13万4,000円
6 5の項の完了検査のうち、建築物が建築物省エネルギー法第11条第1項の適用を受けるものである場合に5の項の手数料に加算する額				

	万平方メートル未満	
	1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満	16万9,000円
	2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満	21万1,000円
	5万平方メートル以上	29万6,000円
7 法第87条の4において準用する法第7条第4項又は法第18条第17項の規定に基づく完了検査	小荷物専用昇降機（1基）	1万8,000円
	その他の建築設備（1基）	2万4,000円
8 法第88条第1項又は第2項において準用する法第7条第4項又は法第18条第17項の規定に基づく完了検査		2万円
9 法第7条第4項又は法第18条第17項の規定に基づく完了検査のうち法第7条の3第1項に規定する特定工程に係る建築物に関するもの	床面積の合計	2万1,000円
	30平方メートル以内	2万9,000円
	30平方メートルを超え100平方メートル以内	3万5,000円
	100平方メートルを超え200平方メートル以内	4万4,000円
	200平方メートルを超え500平方メートル以内	6万3,000円
	500平方メートルを超え1,000平方メートル以内	8万5,000円
	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内	18万円
	2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内	29万円
	1万平方メートルを超え5万平方メートル以内	

	非住宅部分の床面積の合計	5万平方メートルを超えるもの	57万円
10 9の項の完了検査のうち、建築物が建築物省エネルギー法第11条第1項の適用を受けるものである場合に9の項の手数料に加算する額	300平方メートル以上	1万7,000円	
	1,000平方メートル未満		
	1,000平方メートル以上	2万8,000円	
	2,000平方メートル未満		
	2,000平方メートル以上	8万5,000円	
	5,000平方メートル未満		
	5,000平方メートル以上	13万4,000円	
	1万平方メートル未満		
	1万平方メートル以上	16万9,000円	
	2万5,000平方メートル未満		
2万5,000平方メートル以上	21万1,000円		
5万平方メートル未満			
5万平方メートル以上	29万6,000円		
11 法第7条の3第4項又は法第18条第20項に規定する検査	30平方メートル以内	2万円	
	30平方メートルを超え100平方メートル以内	2万7,000円	
	100平方メートルを超え200平方メートル以内	3万1,000円	
	200平方メートルを超え500平方メートル以内	4万円	
	500平方メートルを超え1,000平方メートル以内	5万8,000円	
	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内	7万6,000円	
	2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内	17万円	
	1万平方メートル以内		

	1万平方メートルを超え	26万円
	5万平方メートル以内	
	5万平方メートルを超えるもの	51万円
12 法第7条の6第1項若しくは第2号又は法第18条第24項第1号若しくは第2号（これらの規定を法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用の認定の申請に対する審査		12万円
13 法第42条第1項第5号の規定に基づく道の位置の指定の申請に対する審査		5万円
14 法第43条第2項第1号の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係の建築の認定の申請に対する審査		2万7,000円
15 法第43条第2項第2号の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係の建築の許可の申請に対する審査		3万3,000円
16 法第44条第1項第2号の規定に基づく公衆便所等の道路内における建築の許可の申請に対する審査		3万3,000円
17 法第44条第1項第3号の規定に基づく道路内における建築の認定の申請に対する審査		2万7,000円
18 法第44条第1項第4号の規定に基づく公共用歩廊等の道路内における建築の許可の申請に対する審査		16万円
19 法第47条ただし書の規定に基づく壁面線外における建築の許可の申請に対する審査		16万円
20 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書又は第13項ただし書（法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項においてこれらの規定を準用する場合		18万円

<p>を含む。)の規定に基づく用途地域における建築等の許可の申請に 対する審査</p>	<p>21 法第51条ただし書（法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第 2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく特殊建築物等 の敷地の許可の申請に対する審査</p>	<p>16万円</p>
<p>22 法第52条第10項、第11項又は第14項の規定に基づく建築物の容積 率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査</p>	<p>23 法第53条第4項の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適 用除外に係る許可の申請に対する審査</p>	<p>16万円</p>
<p>24 法第53条第5項の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適 用除外に係る許可の申請に対する審査</p>	<p>25 法第53条第6項第3号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制 限の適用除外に係る許可の申請に対する審査</p>	<p>3万3,000円</p>
<p>26 法第53条の2第1項第3号又は第4号（法第57条の5第3項にお いて準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の敷地面積の許 可の申請に対する審査</p>	<p>27 法第55条第2項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用 除外に係る認定の申請に対する審査</p>	<p>16万円</p>
<p>28 法第55条第3項各号の規定に基づく建築物の高さに関する制限の 適用除外に係る許可の申請に対する審査</p>	<p>29 法第56条の2第1項ただし書の規定に基づく日影による建築物の 高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査</p>	<p>16万円</p>
<p>30 法第57条第1項の規定に基づく高架の工作物内に設ける建築物の 高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査</p>	<p>31 法第59条第1項第3号の規定に基づく高度利用地区における建築 物の容積率若しくは建蔽率若しくは建築物の建築面積（同一敷地内 に2以上の建築物がある場合においては、それぞれの建築面積）に 関する制限の適用除外に係る許可又は同条第2項ただし書の規定に</p>	<p>2万7,000円</p>
		<p>16万円</p>

<p>基づく高度利用地区における同条第1項第3号に該当する建築物に係る壁面の位置に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査</p>	16万円
<p>32 法第59条第4項の規定に基づき高度利用地区における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査</p>	16万円
<p>33 法第59条の2第1項の規定に基づき敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査</p>	16万円
<p>34 法第60条の2第1項第3号の規定に基づき都市再生特別地区内における建築物の容積率若しくは建蔽率、建築物の建築面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それぞれの建築面積）若しくは建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可又は同条第2項ただし書の規定に基づき都市再生特別地区内における同条第1項第3号に該当する建築物に係る壁面の位置に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査</p>	16万円
<p>35 法第60条の2の2第1項第2号の規定に基づき居住環境向上用途誘導地区内における建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可、同条第2項ただし書の規定に基づき居住環境向上用途誘導地区内における同条第1項第2号に該当する建築物に係る壁面の位置に関する制限の適用除外に係る許可又は同条第3項ただし書の規定に基づき居住環境向上用途誘導地区内における建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査</p>	16万円
<p>36 法第60条の3第1項第3号の規定に基づき特定用途誘導地区内における建築物の容積率若しくは建築物の建築面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それぞれの建築面積）に関する制限の適用除外に係る許可又は同条第2項ただし書に規定する特定用途誘導地区内における建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査</p>	16万円

<p>37 法第67条第3項第2号の規定に基づく特定防災街区整備地区内における建築物の敷地面積に関する制限の適用除外に係る許可、同条第5項第2号の規定に基づく特定防災街区整備地区内における建築物の壁面の位置に関する制限の適用除外に係る許可又は同条第9項第2号の規定に基づく特定防災街区整備地区内における建築物の防災都市計画施設に係る間口率若しくは建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査</p>	<p>16万円</p>
<p>38 法第68条の3第1項の規定に基づく再開発等促進区等内における建築物の容積率、同条第2項の規定に基づく再開発等促進区等内における建築物の建蔽率又は同条第3項の規定に基づく再開発等促進区等内における建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査</p>	<p>2万7,000円</p>
<p>39 法第68条の3第4項の規定に基づく再開発等促進区等内における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査</p>	<p>16万円</p>
<p>40 法第68条の4第1項の規定に基づく地区計画等の区域内における建築物の容積率の制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査</p>	<p>2万7,000円</p>
<p>41 法第68条の5の3第2項の規定に基づく地区計画等の区域内における建築物の各部分の高さの制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査</p>	<p>16万円</p>
<p>42 法第68条の5の5第1項の規定に基づく地区計画等の区域内における前面道路の幅員に応じた建築物の容積率の制限の適用除外に係る認定又は同条第2項の規定に基づく地区計画等の区域内にある建築物の各部分の高さの制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査</p>	<p>2万7,000円</p>
<p>43 法第68条の5の6第1項の規定に基づく地区計画等の区域内における建築物の建蔽率の特例に係る認定の申請に対する審査</p>	<p>2万7,000円</p>
<p>44 法第68条の7第5項の規定に基づく予定道路に係る建築物の容積</p>	<p>16万円</p>

率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査		
45 法第85条第6項又は第7項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	3月以内のもの 3月を超え1年以内のもの 1年を超えるもの	6万円 12万円 16万円
46 法第86条第1項の規定に基づく総合的設計による一団地の建築物の特例に係る認定の申請に対する審査	建築物の敷地又は建築物の敷地以外の土地（以下46の項において「敷地等」という。）の数が2である場合 敷地等の数が3以上である場合	7万8,000円 7万8,000円に2を超える敷地等の敷地に2万8,000円を乗じて得た額を加算した額
47 法第86条第2項の規定に基づく既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例に係る認定の申請に対する審査	建築物（既存建築物を除く。以下47の項において同じ。）の数が1である場合 建築物の数が2以上である場合	7万8,000円 7万8,000円に1を超える建築物の敷地に2万8,000円を乗じて得た額を加算した額
48 法第86条第3項の規定	建築物の敷地又は建築物の敷地以外の土地	22万円

<p>定に基づく敷地内に広い空地を有し、総合的設計による一団地の建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例に係る許可の申請に対する審査</p>	<p>地（以下48の項において「敷地等」という。）の数が2である場合 敷地等の数が3以上である場合</p>	<p>22万円に2を超える敷地等の数に2万8,000円を乗じて得た額を加算した額</p>
<p>49 法第86条第4項の規定に基づく既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例に係る許可の申請に対する審査</p>	<p>建築物の数が1である場合 建築物の数が2以上である場合</p>	<p>22万円 22万円に1を超える建築物の数に2万8,000円を乗じて得た額を加算した額</p>
<p>50 法第86条の2第1項の規定に基づく同一敷地内建築物以外の建築物の建築に係る認定の申請に対する審査</p>	<p>建築物（同一敷地内建築物を除く。以下50の項において同じ。）の数が1である場合 建築物の数が2以上である場合</p>	<p>7万8,000円 7万8,000円に1を超える建築物の数に2万8,000円を乗じて得た額を加算した額</p>

<p>51 法第86条の2第2項の規定に基づく公告認定対象区域内における同一敷地内認定建築物以外の建築物に対する容積率又は各部分の高さに関する特例に係る許可の申請に対する審査</p>	<p>建築物の数が1である場合 建築物の数が2以上である場合</p>	<p>22万円 22万円に1を超える建築物の数を乗じて得た額を加算した額</p>
<p>52 法第86条の2第3項の規定に基づく公告許可対象区域内における同一敷地内許可建築物以外の建築物の建築の許可の申請に対する審査</p>	<p>建築物の数が1である場合 建築物の数が2以上である場合</p>	<p>22万円 22万円に1を超える建築物の数を乗じて得た額を加算した額</p>
<p>53 法第86条の5第2項の規定に基づく複数建築物の認定の取消しの申請に対する審査</p>	<p>6,400円に現に存する建築物の数を乗じて得た額を加算した額</p>	<p>6,400円に現に存する建築物の数を乗じて得た額を加算した額</p>
<p>54 法第86条の5第3項の規定に基づく複数建築物の許可の取消しの申請に対する審査</p>	<p>6,400円に現に存する建築物の数を乗じて得た額を加算した額</p>	<p>6,400円に現に存する建築物の数を乗じて得た額を加算した額</p>

		を乗じて得た額を加算した額
55	法第86条の6第2項の規定に基づく一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	2万7,000円
56	法第86条の7第4項の規定に基づく既存建築物の移転に係る認定（令第137条の16第2号に規定するものに限る。）の申請に対する審査	2万7,000円
57	法第86条の8第1項に基づく全体計画の認定又は同条第3項の規定に基づく全体計画の変更の認定の申請に対する審査	2万7,000円
58	法第87条の2第1項の規定に基づく全体計画の認定又は同条第2項により準用する法第86条の8第3項の規定に基づく全体計画の変更の認定の申請に対する審査	2万7,000円
59	法第87条の3第6項	6万円
	又は第7項の規定に基づく建築物の用途を変更し、一時的に興行場等又は特別興行場等とする場合の許可の申請に対する審査	12万円
	3月以内のもの 3月を超え1年以内のもの 1年を超えるもの	16万円

備考

- 1 令は建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）、規則は建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）をいう。
- 2 1の項の床面積の合計の算定にあたっては、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 建築物を建築する場合（次号に掲げる場合及び移転する場合を除く。）当該建築に係る部分の床面積
 - (2) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合

- を除く。) 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1 (床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)
- (3) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合(次号に掲げる場合を除く。) 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1
- (4) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1
- 3 5及び9の項の床面積の合計の算定にあたっては、次の各号に掲げるとおりとする。
- 種
- (1) 建築物を建築した場合(移転した場合を除く。) 当該建築に係る部分の床面積
- (2) 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合
当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1
- 4 建築物省エネルギー法とは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)をいう。
- 5 6及び10の項において、非住宅部分とは、建築物省エネルギー法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。
- 6 6及び10の項の床面積の合計の算定にあたっては、次の各号に掲げるとおりとする。
- 種
- (1) 当該建築物について一次エネルギー消費量(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。))第1条第1項第1号イの一次エネルギー消費量をいう。)に係る計算を要しない既存部分がある場合 当該既存部分の床面積を除いた床面積
- (2) 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下「低炭素化促進法」という。))第55条第1項の規定に基づき変更の認定を受け、かつ、同条第2項の規定において準用する低炭素化促進法第54条第8項の規定により建築物省エネルギー法第12条第3項の規定による通知書の交付を受けたものとみなした場合 当該変更に係る部分の床面積(低炭素化促進法第54条第1項第1号に規定す

る建築物の低炭素化の促進のために誘導するために経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準（以下「誘導基準」という。）に適合するかどうかの判断のための計算の方法を変更する場合には、当該変更する部分の床面積を含む。）

- (3) 建築物省エネルギー法第36条第1項の規定に基づき変更の認定を受け、かつ、同条第2項の規定において準用する建築物省エネルギー法第12条第3項の規定による通知書の交付を受けたものとみなした場合 当該変更に係る部分の床面積（基準省令第10条第1号又は第2号に規定する基準（国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法を含む。）の適用を変更する場合にあつては、当該変更する部分の床面積を含む。）

別表第10（第5条の2関係）

種別	区分	手数料（1件につき）
法第17条第4項の規定に基づく申出に係る計画の通知に対する審査	床面積の合計	
	30平方メートル以内	1万9,000円
	30平方メートルを超え100平方メートル以内	3万1,000円
	100平方メートルを超え200平方メートル以内	4万7,000円
	200平方メートルを超え500平方メートル以内	6万円
	500平方メートルを超え1,000平方メートル以内	9万円
	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内	12万円
	2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内	28万円
	1万平方メートルを超え5万平方メートル以内	44万円
	5万平方メートルを超えるもの	80万円

備考

床面積の合計の算定にあたっては、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 建築物を建築する場合（次号に掲げる場合及び移転する場合を除く。）当該建築に係る部分の床面積
- (2) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）
- (3) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（次号に掲げる場合を除く。）当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1
- (4) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1

別表第11（第5条の3関係）

種別	区分	手数料（1件につき）	
		長期優良住宅建築等計画（新築）	長期優良住宅建築等計画（増築若しくは改築）又は維持保全計画
1 長期優良住宅建築等計画又は維持保全計画の認定の申請に対する審査	200平方メートル以内	ア 1万	ア 1万
		イ 1,100円	イ 3,000円
	200平方メートルを超え500平方メートル以内	ア 12万	ア 2万
		イ 9,000円	イ 3,000円

面積の 合計	500平方メートルを超え	3万	20万	4万	26万
	1,000平方メートル以内	2,000円	3,000円	円	9,000円
	1,000平方メートルを超え	5万	41万	6万	54万
	3,000平方メートル以内	7,000円	1,000円	9,000円	2,000円
	3,000平方メートルを超え	8万	72万	11万	95万
	5,000平方メートル以内	8,000円	円	1,000円	5,000円
	5,000平方メートルを超え	13万	122万	17万	162万
	1万平方メートル以内	7,000円	4,000円	5,000円	8,000円
	1万平方メートルを超え	22万	226万	28万	300万
	2万平方メートル以内	3,000円	円	7,000円	8,000円
	2万平方メートルを超え	26万	321万	34万	428万
	3万平方メートル以内	7,000円	6,000円	5,000円	4,000円
	3万平方メートルを超え	31万	396万	39万	527万
るもの	2,000円	1,000円	5,000円	円	
2 法第8条第1項の規定に基づき長期優良住宅建築等計画又は維持保全計画の変更の認定の申	認定の申請があった住宅の法第8条第1項の規	5,300円	4万	6,000円	5万
		円	円	円	2,000円
		9,100円	5万	1万	7万
		円	5,000円	1,000円	2,000円
		1万	12万	2万	16万

<p>請に対する審査(法第9条第1項の規定に基づくものを除く。)</p> <p>定に基づく長期優良住宅建築等又は維持保全計画の変更に係る部分の床面積の合計の1</p>	500平方メートル以内	7,000円	6,000円	1,000円	8,000円
	500平方メートルを超え	3万	20万	3万	26万
	1,000平方メートル以内	円	3,000円	8,000円	9,000円
	1,000平方メートルを超え	5万	41万	6万	54万
	3,000平方メートル以内	5,000円	1,000円	7,000円	2,000円
	3,000平方メートルを超え	8万	72万	10万	95万
	5,000平方メートル以内	6,000円	円	9,000円	5,000円
	5,000平方メートルを超え	13万	122万	17万	162万
	1万平方メートル以内	5,000円	4,000円	3,000円	8,000円
	1万平方メートルを超え	22万	226万	28万	300万
	2万平方メートル以内	1,000円	円	5,000円	8,000円
	2万平方メートルを超え	26万	321万	34万	428万
	3万平方メートル以内	5,000円	6,000円	3,000円	4,000円
3万平方メートルを超え	31万	396万	39万	527万	
るもの	円	1,000円	3,000円	円	
3	法第6条第2項(法第8条第2項において準用する場合を含む。)	認定の申請があった住宅の床面積	30平方メートル以内	1万9,000円	
			30平方メートルを超え100平方メートル以内	3万1,000円	
			100平方メートルを超え200平方メートル以内	4万7,000円	

)の規定に基づく申出に係る長期優良住宅建築等計画に対する審査(1及び2の項の手数料に加算する額)	の合計	6万円
	200平方メートルを超え500平方メートル以内	9万円
	500平方メートルを超え1,000平方メートル以内	12万円
	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内	28万円
	2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内	44万円
	1万平方メートルを超え5万平方メートル以内	80万円
	5万平方メートルを超えるもの	
	4 法第9条第1項の規定に基づく譲受人を決定したとき又は同条第3項の規定に基づく管理者等が選任されたときの長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	9,100円
	5 法第10条の規定に基づく地位の承継の承認の申請に対する審査	5,300円
	6 法第18条第1項の規定に基づく住宅の容積率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	16万円

備考

- 1 アの欄は確認書等(住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条の2第3項又は第4項の規定により当該申請に係る住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しをいう。以下同じ。)が添付されている場合の申請について、イの欄は確認書等が添付されていない場合の申請について、それぞれ適用する。
- 2 長期優良住宅建築等計画とは法第5条第1項から第5項までの規定による計画を、維持保全計画とは法第5条第6項及び第7項の規定に基づく長期優良住宅維持

保全計画をいう。

3 3の項に掲げる床面積は、次の各号に定める面積とする。

(1) 建築物を建築する場合（次号に掲げる場合を除く。）当該建築に係る部分の

床面積

(2) 建築基準法第6条第1項の確認を受けた建築物の長期優良住宅建築等計画の変

更（同項の確認に係る部分に限る。）をして建築物を建築する場合 当該長期優

良住宅建築等計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分

にあつては、当該増加する部分の床面積）

(3) 建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合 当該修繕又は模様替に

係る部分の床面積の2分の1

別表第12（第5条の4関係）

種別	区分	手数料（1件につき）			
		適合書あり	適合書なし ア	適合書なし イ	
1 法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の設定の申請に対する審査	非住宅の場合	床面積の合計が300平方メートル未満	1万2,000円	9万5,000円	24万円
		床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満	2万2,000円	12万2,000円	30万円
	床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	3万5,000円	16万円	39万円	
		10万3,000円	26万円	56万円	
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	15万	34万円	69万円	
		1,000円	1,000円	1,000円	

		円	円	円
住 宅 の 場 合	ル未満			
	床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満	19万 8,000円	41万 7,000円	82万 5,000円
	床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満	23万 9,000円	48万 4,000円	93万 7,000円
	床面積の合計が5万平方メートル以上	35万 2,000円	64万 6,000円	118万 9,000円
	一戸建ての住宅	6,900円	3万9,000円	
	床面積の合計が200平方メートル以上	7,400円	4万4,000円	
	共同住宅、長屋その他の戸建ての住宅以外の住宅	1万 2,000円	7万6,000円	
	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満	2万 8,000円	12万8,000円	
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	6万 6,000円	22万5,000円	
	床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満	10万 3,000円	31万2,000円	
	床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満	16万 5,000円	60万6,000円	

		床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満	23万4,000円	104万7,000円
		床面積の合計が5万平方メートル以上	36万8,000円	192万5,000円
2 法第54条第2項(法第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく申出に係る低炭素建築物新築等計画に対する審査(1及び3の項の手数料に加工算する額)	申出があった建築物の床面積の合計	30平方メートル以内	1万9,000円	
		30平方メートルを超え100平方メートル以内	3万1,000円	
		100平方メートルを超え200平方メートル以内	4万7,000円	
		200平方メートルを超え500平方メートル以内	6万円	
		500平方メートルを超え1,000平方メートル以内	9万円	
		1,000平方メートルを超え1,000平方メートル以内	12万円	
		2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内	28万円	
		1万平方メートルを超え5万平方メートル以内	44万円	
		5万平方メートルを超えるもの	80万円	
		3 法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査		1の項の規定を準用して得られる額。この場合において、法第55条第1項の規定に基づく変更に係る部分の床面積に基づき手数料を算定する

4 規則第46条の2の規定に基づく軽微な変更該当していることを証する書面の交付

1の項の規定を準用して得られる額。この場合において、軽微な変更に係る部分の床面積に基づき手数料を算定する

備考

- 1 適合書とは低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書面をいう。
- 2 基準省令とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。）をいう。
- 3 1の項において、住宅とは一戸建ての住宅又は共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅を、非住宅とは住宅以外の用途に係るものをいう。
- 4 申請に係る建築物が非住宅のみからなる建築物の場合において、アの欄は基準省令第1条第1項第1号口に規定する基準による場合、イの欄はア以外の場合について、それぞれ適用する。
- 5 住宅と非住宅の複合建築物の場合は、住宅の用途の新築等に係る部分の床面積に応じた額に非住宅の用途の新築等に係る部分の床面積に応じた額を加算した額とする。
- 6 1の項の床面積の算定にあたっては、新築等に係る部分の床面積の合計により算定する。ただし、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅の新築等に係る部分の床面積は、基準省令第4条第3項の設計一次エネルギー消費量を同項第2号の数値とする場合は、当該住宅の共用部分（同項第1号の共用部分をいう。）を除く。
- 7 2の項の床面積の合計の算定にあたっては、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 建築物を新築等する場合（次号に掲げる場合を除く。）当該新築等に係る部分の床面積
 - (2) 建築基準法第6条第1項の確認を受けた低炭素建築物の新築等計画の変更（同項の確認に係る部分に限る。）をして建築物について新築等をする

場合 当該低炭素建築物新築等計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）

(3) 建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合 当該修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1

別表第13（第5条の5関係）

(1) 法第12条及び第13条の規定に基づき事務（省エネ基準適合性判定）

種別	区分	手数料（1件につき）					
		ア		イ		イ	
		工場等 以外	工場等 以外	工場等 以外	工場等 以外	工場等 以外	工場等 以外
1 省エネ性能確保計画の適合性判定に対する審査のうち、2の項以外の場合	非住宅	300平方メートル未満	2万	9万	2万	23万	23万
			2,000円	3,000円	6,000円	8,000円	8,000円
	部分	300平方メートル以上1,000平方メートル未満	3万	11万	3万	30万円	30万円
			2,000円	9,000円	7,000円		
	の床面積	1,000平方メートル以上	4万	15万	5万	38万	38万
			6,000円	8,000円	1,000円	8,000円	8,000円
	の合計	2,000平方メートル以上	11万	26万	12万	56万	56万
			8,000円	4,000円	5,000円	3,000円	3,000円
	5,000平方メートル以上1万平方メートル未満		16万	33万	17万	68万	68万
			8,000円	9,000円	5,000円	9,000円	9,000円
1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満		21万	41万	22万	82万	82万	
		6,000円	5,000円	4,000円	3,000円	3,000円	
		円	円	円	円	円	

2 省エネ性能確保計画の適合性判定に対する審査のうち、複数棟申請の他の建築物に係る審査を行う場合	2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満	26万円 48万円 27万円 93万円	2,000円 5,000円
	5万平方メートル以上	37万円 9,000円 39万円 118万円	4,000円 7,000円
	300平方メートル未満	1万2,000円	
	300平方メートル以上1,000平方メートル未満	2万2,000円	
	1,000平方メートル以上の部分	3万5,000円	
	2,000平方メートル未満	10万3,000円	
	5,000平方メートル未満	15万1,000円	
	5,000平方メートル以上1万平方メートル未満	19万8,000円	
	1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満	23万9,000円	
	5万平方メートル以上	35万2,000円	
3 省エネ性能確保計画の変更の適合性判定に対する審査	1及び2の項の規定を準用して得られる額		
4 規則第11条の規定に基づく軽微な変更に該当していることを証する書面の交付	1及び2の項の規定を準用して得られる額		

備考

1 省エネ性能確保計画とは法第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築

物エネルギー消費性能確保計画を、適合性判定とは建築物エネルギー消費性能適

合性判定をいう。

- 2 基準省令とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。）をいう。
- 3 アの欄は基準省令第1条第1項第1号ロに規定する基準による場合、イの欄はア以外の場合について、それぞれ適用する。
- 4 工場等とは、工場、倉庫、その他これらに類する用途に供する建築物をいう。
- 5 非住宅部分とは、法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。
- 6 1の項の床面積の算定にあたっては、基準省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により設計一次エネルギー消費量（同号イの設計一次エネルギー消費量をいう。）及び基準一次エネルギー消費量（同号イの基準一次エネルギー消費量をいう。）の計算を要しない部分があるときは、当該部分の床面積を除く。
- 7 2の項における複数棟申請の他の建築物とは、法第34条第3項に規定する他の建築物をいう。
- 8 2の項に掲げる審査とは、省エネ性能確保計画に係る評価方法と法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が同一である場合に限る。
- 9 3の項の手数料算定にあたっては、1及び2の項の「非住宅部分の床面積」とあるのは、「法第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく変更に係る部分の床面積（基準省令第1条第1項第1号に規定する基準（国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法を含む。）の適用を変更する場合作りにあつては、当該変更する部分の床面積を含む。）」と読み替えるものとする。
- 10 4の項の手数料算定にあたっては、1及び2の項の「非住宅部分の床面積」とあるのは、「軽微な変更に係る部分の床面積（基準省令第1条第1項第1号に規定する基準（国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法を含む。）の適用を変更する場合にあつては、当該変更する部分の床面積を含む。）」と読み替えるものとする。
- (2) 法第34条から第36条まで及び規則第29条の規定に基づく事務（省エネ性能向上計画の認定）

種別	区分	手数料（1件につき）				
		適合書あり	適合書なし	イ		
1 省エネ性能向上計画の認定の申請に対する審査	申請に係る建築物が非住宅部分のみからなる建築物の場合	床面積の合計が300平方メートル未満	1万2,000円	9万3,000円	23万8,000円	
		床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満	2万2,000円	11万9,000円	30万	
		床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	3万5,000円	15万8,000円	38万8,000円	
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	10万3,000円	26万4,000円	56万3,000円	
		床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満	15万1,000円	33万9,000円	68万9,000円	
		床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満	19万8,000円	41万5,000円	82万3,000円	
		床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満	23万9,000円	48万2,000円	93万5,000円	
		床面積の合計が5万平方メートル以上	35万2,000円	64万4,000円	118万7,000円	
		申請に	一戸建	床面積の合計が200平方	6,900円	3万7,000円

係る建築物が住宅部分のみからなる建築物の合計	ての住宅の場合	メートル未満			
		床面積の合計が200平方メートル以上	7,400円	4万2,000円	
		床面積の合計が300平方メートル未満	1万	7万4,000円	
		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満	2万	12万6,000円	
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	6万	22万2,000円	
		床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満	10万	31万円	
		床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満	16万	60万4,000円	
		床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満	23万	104万5,000円	
		床面積の合計が5万平方メートル以上	36万	192万3,000円	
		30平方メートル以内	1万9,000円		
		30平方メートルを超え100平方メートル以内	3万1,000円		
		100平方メートルを超え200平方メートル以内	4万7,000円		
		200平方メートルを超え500平方メートル	6万円		
2 法第35条第2項(法第36条第2項において準用する	申出があった建築物の面積の合計				

場合を含む。)の規定に基づく申出に対する審査(1及び3の項の手数料に加算する額)	メートル以内	
	500平方メートルを超え1,000平方メートル以内	9万円
	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内	12万円
	2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内	28万円
	1万平方メートルを超え5万平方メートル以内	44万円
	5万平方メートルを超えるもの	80万円
3 法第36条第1項の規定に基づく省エネ性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査		1件につき、1の項の規定を準用して得られる額
4 規則第29条の規定に基づく軽微な変更に関する証明書の交付		当該証明書の交付を受けようとする1の建築物につき、1の項の規定を準用して得られる額

備考

- 1 省エネ性能向上計画とは、法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。
- 2 適合書とは、申請に係る建築物が法第35条第1項第1号に規定する基準に適合することを証する書面をいう。
- 3 基準省令とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。)をいう。
- 4 非住宅部分とは、法第11条第1項に規定する非住宅部分を、住宅部分とは、法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。
- 5 申請に係る建築物が非住宅部分のみからなる建築物の場合において、アの欄は

基準省令第1条第1項第1号ロに規定する基準による場合、イの欄はア以外の場
合について、それぞれ適用する。

6 1の項の床面積の算定にあたっては、認定の申請に係る部分の床面積の合計に
より算定する。ただし、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅の床
面積は、基準省令第4条第3項の設計一次エネルギー消費量を同項第2号の数値
とする場合においては、当該住宅部分の共用部分（同項第1号の共用部分をい
う。）の床面積を除く。

7 申請に係る建築物が基準省令第1条第1項第1号に規定する複合建築物の場合
は、非住宅部分の認定の申請に係る部分の床面積に応じた額に住宅部分の認定の
申請に係る部分の床面積に応じた額を加算した額とする。

8 1及び3の項について、法第34条第3項の規定により、同条第1項の規定によ
る認定の申請に係る建築物以外の建築物に関する事項を省エネ性能向上計画に記
載する場合は、1の建築物ごとに1件とする。ただし、3の項の手数料算定にあ
たっては、第6項の「認定の申請に係る部分の床面積」とあるのは、「法第36条
第1項の規定に基づき変更に係る部分の床面積（基準省令第10条第1号又は第2
号に規定する基準（国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法
と認める方法を含む。）の適用を変更する場合においては、当該変更する部分の
床面積を含む。）」と読み替えるものとする。

9 2の項の床面積の合計の算定にあたっては、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 建築物を建築する場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該建築に係る部分

の床面積

(2) 建築基準法第6条第1項の確認を受けた建築物の省エネ性能向上計画の変更
（同項の確認に係る部分に限る。）をして建築物について建築をする場合 当
該性能向上計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分
にあつては、当該増加する部分の床面積）

(3) 建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合 当該修繕又は模様替
に係る部分の床面積の2分の1

10 4の項の手数料算定にあたっては、第6項の「認定の申請に係る部分の床面
積」とあるのは、「略微な変更に係る部分の床面積（基準省令第10条第1号又は

第2号に規定する基準（国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法を含む。）の適用を変更する場合には、当該変更する部分の床面積を含む。）と読み替えるものとする。

(3) 法第41条の規定に基づく事務（省エネ基準適合認定）

種別	区分	手数料（1件につき）			
		適合書あり	適合書なし	イ	
1 省エネ基準適合認定の申請に対する審査	申請に係る建築物が非住宅部分のみからなる建築物の場合	床面積の合計が300平方メートル未満	1万 2,000 円	9万 3,000 円	23万 8,000 円
		床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満	2万 2,000 円	11万 9,000 円	30万 円
		床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	3万 5,000 円	15万 8,000 円	38万 8,000 円
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	10万 3,000 円	26万 4,000 円	56万 3,000 円
		床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満	15万 1,000 円	33万 9,000 円	68万 9,000 円
		床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満	19万 8,000 円	41万 5,000 円	82万 3,000 円
		床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満	23万 9,000 円	48万 2,000 円	93万 5,000 円

申請に係る建築物が住宅部分のみからなる建築物の場合	5万平方メートル以上	円	円	円	円
		35万 2,000 円	64万 4,000 円	118万 7,000 円	円
戸建ての住宅の場合	床面積の合計が200平方メートル未満	円	円	円	円
		6,900	2万	3万	7,000
住宅部	床面積の合計が200平方メートル以上	円	円	円	円
		7,400	2万 2,000 円	4万 2,000 円	円
分のみ	床面積の合計が300平方メートル未満	円	円	円	円
		1万	3万	7万	円
からなる建築物の場合	床面積の合計が300平方メートル未満	円	円	円	円
		2,000	7,000	4,000	円
る建築物の場合	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満	円	円	円	円
		2万	6万	12万	円
物の場合	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	円	円	円	円
		8,000	6,000	6,000	円
合	床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満	円	円	円	円
		6万	12万	22万	円
場	床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満	円	円	円	円
		6,000	6,000	2,000	円
の	床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満	円	円	円	円
		10万	18万	31万	円
の	床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満	円	円	円	円
		3,000	1,000	円	円
場	床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満	円	円	円	円
		16万	32万	60万	円
場	床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満	円	円	円	円
		5,000	8,000	4,000	円
場	床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満	円	円	円	円
		23万	53万	104万	円
場	床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満	円	円	円	円
		4,000	3,000	5,000	円
場	床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満	円	円	円	円
		円	円	円	円

床面積の合計が5万平方メートル以上	36万 8,000 円	94万 円	192万 3,000 円
-------------------	-------------------	----------	--------------------

備考

- 1 省エネ基準適合認定とは、法第41条第1項の規定に基づく認定をいう。
- 2 適合書とは、申請に係る建築物が法第2条第1項第3号に規定する基準に適合することを証する書面をいう。
- 3 非住宅部分とは法第11条第1項に規定する非住宅部分を、住宅部分とは法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。
- 4 基準省令とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。）をいう。
- 5 申請に係る建築物が非住宅部分のみからなる建築物の場合において、アの欄は基準省令第1条第1項第1号ロに規定する基準による場合、イの欄はア以外の場合について、それぞれ適用する。
- 6 申請に係る建築物が住宅部分のみからなる建築物の場合において、アの欄は基準省令第1条第1項第2号に規定する基準による場合（イに掲げる場合を除く。）の申請について、イの欄は基準省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及び同号ロ(2)、同号イ(2)(ii)及び同号ロ(2)又は同号イ(3)及び同号ロ(3)に規定する基準による場合（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅にあつては全ての住戸が同基準による場合に限る。）について、それぞれ適用する。
- 7 床面積の算定にあつては、認定の申請に係る部分の床面積の合計により算定する。ただし、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅の床面積は、基準省令第4条第3項の設計一次エネルギー消費量を同項第2号の数値とする場合にあつては、当該住宅部分の共用部分（同項第1号の共用部分をいう。）の床面積を除く。
- 8 申請に係る建築物が基準省令第1条第1項第1号に規定する複合建築物の場合には、非住宅部分の認定の申請に係る部分の床面積に応じた額に住宅部分の認定の申請に係る部分の床面積に応じた額を加算した額とする。

別表第14（第5条の6関係）

区分	手数料（1件につき）
1 法第105条第1項の規定に基づく建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	16万円

別表第15（第5条の7関係）

種別	区分	手数料（1件につき）	
1 法第5条第1項の規定に基づく登録の申請に対する審査	申請に係るサービスタワー付き高齢者向け住宅の戸数が10戸以下である場合	2万5,000円	
	申請に係るサービスタワー付き高齢者向け住宅の戸数が11戸以上20戸以下である場合	3万円	
	申請に係るサービスタワー付き高齢者向け住宅の戸数が21戸以上30戸以下である場合	3万4,000円	
	申請に係るサービスタワー付き高齢者向け住宅の戸数が31戸以上40戸以下である場合	3万8,000円	
	申請に係るサービスタワー付き高齢者向け住宅の戸数が41戸以上50戸以下である場合	4万2,000円	
	申請に係るサービスタワー付き高齢者向け住宅の戸数が51戸以上70戸以下である場合	5万円	
	申請に係るサービスタワー付き高齢者向け住宅の戸数が71戸以上100戸以下である場合	6万3,000円	
	申請に係るサービスタワー付き高齢者向け住宅の戸数が101戸以上である場合	7万5,000円	
	2 1の項の審査のうち、規則第8条括弧書きに規定する場合に該当するにかつての審査を行う場合に加算する額	1万円	
		3 1の項の審査のうち、規則第9条ただし書に規定する場合に該当するかつての審査を行う場合に加算する額（2の項に定める手数料を徴収する場合を除く。）	1万円

<p>4 1の項の審査のうち、法第7条第1項第6号ニ若しくはホ、第7号又は第8号に掲げる基準に係る審査を行う場合に加算する額</p>		7,000円
<p>5 1の項の審査のうち、法第7条第1項第6号へに掲げる基準に係る審査を行う場合であつて、かつ、入居契約の形態が賃貸借契約でない場合に加算する額</p>		5,000円
<p>6 法第5条第2項の規定に基づく登録の更新に対する審査</p>	<p>申請に係るサービス付き高齢者向け住宅の戸数が10戸以下である場合</p>	9,000円
	<p>申請に係るサービス付き高齢者向け住宅の戸数が11戸以上20戸以下である場合</p>	1万円
	<p>申請に係るサービス付き高齢者向け住宅の戸数が21戸以上30戸以下である場合</p>	1万2,000円
	<p>申請に係るサービス付き高齢者向け住宅の戸数が31戸以上40戸以下である場合</p>	1万3,000円
	<p>申請に係るサービス付き高齢者向け住宅の戸数が41戸以上50戸以下である場合</p>	1万4,000円
	<p>申請に係るサービス付き高齢者向け住宅の戸数が51戸以上70戸以下である場合</p>	1万7,000円
	<p>申請に係るサービス付き高齢者向け住宅の戸数が71戸以上100戸以下である場合</p>	2万1,000円
	<p>申請に係るサービス付き高齢者向け住宅の戸数が101戸以上である場合</p>	2万5,000円
<p>7 6の項の審査のうち、申請に係るサービス付き高齢者向け住宅に関して、規則第8条括弧書の規定により、各居住部分の床面積について25平方メートル未満のものが認められている場合に加算する額</p>		4,000円
<p>8 6の項の審査のうち、申請に係るサービス付き高齢者向け住宅に関して、規則第9条ただし書の規定により、各居住部分が台所、収納設備又は浴室を備えたものであることを要しないものと</p>		4,000円

して認められている場合に加算する額（7の項に定める手数料を徴収する場合を除く。）	
9 6の項の審査のうち、入居契約の内容が家賃等の前払金を受領するものとなっている場合に加算する額	3,000円
10 6の項の審査のうち、入居契約の形態が賃貸借契約でない場合に加算する額	2,000円
11 法第9条第1項の規定に基づく届出を受けた場合（法第6条第1項第7号から第12号まで及び第14号に掲げる事項、同項第15号に掲げる事項（規則第6条第3号に掲げる事項及び同条第5号に掲げる事項のうち高齢者生活支援サービスの提供を委託により他の事業者に行わせる場合における当該委託契約に係る事項に限る。）並びに法第6条第2項に規定する添付書類の記載事項（法第7条第1項第6号ニ、ホ及びびへ、第7号並びに第8号に掲げる基準に係るものに限る。）の変更について	<p>登録に係るサービス付き高齢者向け住宅の戸数（法第6条第1項第6号に掲げた事項に変更があったとして届出がなされた場合にあっては、変更後のサービス付き高齢者向け住宅の戸数。以下11の項において同じ。）が10戸以下である場合</p> <p>登録に係るサービス付き高齢者向け住宅の戸数が11戸以上20戸以下である場合</p> <p>登録に係るサービス付き高齢者向け住宅の戸数が21戸以上30戸以下である場合</p> <p>登録に係るサービス付き高齢者向け住宅の戸数が31戸以上40戸以下である場合</p> <p>登録に係るサービス付き高齢者向け住宅の戸数が41戸以上50戸以下である場合</p> <p>登録に係るサービス付き高齢者向け住宅の戸数が51戸以上70戸以下である場合</p> <p>登録に係るサービス付き高齢者向け住宅の戸数が71戸以上100戸以下である場合</p> <p>登録に係るサービス付き高齢者向け住宅の戸数が101戸以上である場合</p>
	1万3,000円
	1万5,000円
	1万7,000円
	1万9,000円
	2万1,000円
	2万5,000円
	3万2,000円
	3万8,000円

<p>て届出を受けた場合に 限る。) に行う法第9 条第3項の規定に基づ く変更の登録に係る審 査</p>	
<p>12 11の項の審査のうち、規則第8条括弧書に規定する場合に該当 するかについての審査を行う場合に加算する額</p>	<p>5,000円</p>
<p>13 11の項の審査のうち、規則第9条ただし書に規定する場合に該 当するかについての審査を行う場合に加算する額(12の項に定め る手数料を徴収する場合を除く。)</p>	<p>5,000円</p>
<p>14 11の項の審査のうち、法第7条第1項第6号ニ若しくはホ、第 7号又は第8号に掲げる基準に係る審査を行う場合に加算する額</p>	<p>4,000円</p>
<p>15 11の項の審査のうち、法第7条第1項第6号へに掲げる基準に 係る審査を行う場合であって、かつ、変更後の入居契約の形能が 賃貸借契約でない場合に加算する額</p>	<p>3,000円</p>

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

規 則

神戸市生涯学習支援センターその他の施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月30日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第34号

神戸市生涯学習支援センターその他の施設条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市生涯学習支援センターその他の施設条例施行規則（令和2年3月規則第97号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(使用料の後納)</p> <p>第4条 条例第10条ただし書に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次に掲げるときとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>神戸市地域サービス情報システムの利用により許可を受けて施設等を使用するとき。</u></p> <p>(3) <u>前2号</u>に掲げるもののほか、市長がやむを得ない理由があると認めるとき。</p>	<p>(使用料の後納)</p> <p>第4条 条例第10条ただし書に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次に掲げるときとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>前号</u>に掲げるもののほか、市長がやむを得ない理由があると認めるとき。</p>

(指定管理者の指定の申請に係る書類)

第8条 条例第21条第2項に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1)～(3) [略]

(4) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）

(5) [略]

附 則

1 [略]

(指定管理者指定期間における施設の管理に関する業務)

2 市長が条例第21条第1項に規定する指定管理者（以下単に「指定管理者」という。）に同項の業務を行わせている場合における第2条第1項、第2項及び第3項、第5条第1号、第6条第2号及び第3号、第7条、第12条第2項並びに第13条第2項の規定の適用については、「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

3 [略]

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

(指定管理者の指定の申請に係る書類)

第8条 条例第21条第2項に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1)～(3) [略]

(4) 定款又は寄附行為及び法人登記簿（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）

(5) [略]

附 則

1 [略]

(指定管理者指定期間における施設の管理に関する業務)

2 市長が条例第21条第1項に規定する指定管理者（以下単に「指定管理者」という。）に同項の業務を行わせている場合における第2条第1項、第2項及び第3項、第4条第2号、第5条第1号、第6条第2号、第3号及び第5号、第7条、第12条第2項並びに第13条第2項の規定の適用については、「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

3 [略]

神戸市手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月30日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第35号

神戸市手数料条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市手数料条例施行規則（平成12年3月規則第111号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（手数料の徴収の時）</p> <p>第4条 条例第7条第3項に規定する規則で定める時は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、当該各号に定める時とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p>	<p style="text-align: center;">（手数料の徴収の時）</p> <p>第4条 条例第6条第3項に規定する規則で定める時は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、当該各号に定める時とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p>

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月30日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第36号

神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則
神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則（平成31年3月規則第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
目次	目次
第1章～第3章 [略]	第1章～第3章 [略]
第4章 <u>局室</u> 区長に対する委任（第48条一第55条）	第4章 区長に対する委任（第48条一第55条）
第5章～第8章 [略]	第5章～第8章 [略]
附則	附則
第4章 <u>局室</u> 区長に対する委任 （その他の事務の <u>区長</u> に対する委任）	第4章 区長に対する委任 （その他の事務の委任）
第54条 前各条に定めるもののほか、	第54条 前各条に定めるもののほか、

地方自治法第153条第1項の規定に基づき、次に掲げる事務は、区長に委任する。ただし、別に定めるものを除く。

(1)～(26) [略]

(27) 地方自治法第238条の4第7項の規定による許可に関すること。

(28) 普通財産の管理に関すること。

(局室長に対する事務の委任)

第54条の2 地方自治法第153条第1項の規定に基づき、次に掲げる事務は、局室長（神戸市事務分掌条例（平成15年10月条例第19号）第1条に規定する局及び室、会計室並びに消防局長をいう。以下同じ。）に委任する。ただし、別に定めるものを除く。

(1) 地方自治法第238条の4第7項の規定による許可に関すること。

(2) 普通財産の管理に関すること。

(市長の指示)

第55条 市長は、この規則で局室区長（局室長及び区長をいう。以下同じ。）に委任した事務について必要があると認めるときは、局室区長に対し、その取扱いについて指示する

地方自治法第153条第1項の規定に基づき、次に掲げる事務は、区長に委任する。

(1)～(26) [略]

(市長の指示)

第55条 市長は、この規則で区長に委任した事務について必要があると認めるときは、区長に対し、その取扱いについて指示することができる。

ことができる。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

執行機関の附属機関に関する条例第1条第2項の規定に基づく市長の附属機関に関する規則をここに公布する。

令和4年10月5日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第37号

執行機関の附属機関に関する条例第1条第2項の規定に基づく市長の附属機関に関する規則

(設置)

第1条 執行機関の附属機関に関する条例(昭和31年11月条例第36号)第1条第2項の規定に基づき市長が設置する附属機関(以下、「附属機関」という。)の名称及び担当事務は、別表1のとおりとする。

2 附属機関の委員の定数、任期及び会長の選出方法は、別表2のとおりとする。

(運営)

第2条 前条の規定により設置する附属機関の運営は、この規則の定めるところによる。

(委員)

第3条 委員は、学識経験を有する者その他それぞれの附属機関の担当事務に応じて市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

2 委員の任期中に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第4条 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、委員の定数のほか、附属機関に臨時委員を置くことができる。

2 前条の規定は、臨時委員に準用する。

3 臨時委員は、その者の委嘱に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長)

第5条 附属機関の会長は、会務を総理し、附属機関を代表する。

2 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理

する。

(部会)

第6条 附属機関は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員又は臨時委員は、会長が指名する。

3 附属機関は、その定めるところにより、部会の議決をもって附属機関の議決とすることができる。

(幹事)

第7条 附属機関に、幹事を置くことができる。

2 幹事は、関係する本市の職員のうちから、市長が任命する。

3 幹事は、附属機関の担任する事務について、委員及び臨時委員を補佐する。

(議事)

第8条 附属機関は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 附属機関は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 附属機関の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 前3項の規定は、部会の議事に準用する。

(意見の聴取等に関する協力の要請)

第9条 附属機関及び部会は、必要があると認められるときは、第三者の出席及び意見の聴取並びに第三者からの資料の提出に関し、協力を要請するものとする。

(除斥)

第10条 議案について直接の利害関係を有する委員及び臨時委員は、その議事に加わることができない。ただし、附属機関の同意があるときは、会議に出席し、発言することができる。

2 前項の規定は、部会の議事に準用する。

(会議の公開等)

第11条 附属機関の会議は、公開する。ただし、附属機関の議決により、公開しないことができる。

(施行細目の委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他附属機関の運営に関し必要な事項は、会長が附属機関に諮って定める。

2 この規則の施行に関し必要な事項（前項の事項を除く。）は、附属機関を主管する局室区長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第3項の規定 令和5年1月1日

(2) 附則第4項の規定 令和6年4月1日

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に設置された執行機関の附属機関に関する条例第1条第2項に規定する附属機関については、この規則の規定は、適用しない。

(執行機関の附属機関に関する条例第1条第2項の規定に基づく市長の附属機関に関する規則の一部改正)

3 執行機関の附属機関に関する条例第1条第2項の規定に基づく市長の附属機関に関する規則の一部を次のように改正する。

別表1及び別表2の神戸市役所本庁舎2号館再整備事業における庁舎敷地の活用提案に関する検討委員会の項を削る。

(執行機関の附属機関に関する条例第1条第2項の規定に基づく市長の附属機関に関する規則の一部改正)

4 執行機関の附属機関に関する条例第1条第2項の規定に基づく市長の附属機関に関する規則の一部を次のように改正する。

別表1及び別表2の神戸市立ポートアイランドスポーツセンター再整備PFI事業者選定委員会の項を削る。

別表1

名称	担任事務
----	------

神戸市役所本庁舎2号館再整備事業における庁舎敷地の活用提案に関する検討委員会	神戸市役所本庁舎2号館再整備事業における庁舎敷地の活用提案に関すること。
神戸市立ポートアイランドスポーツセンター再整備PFI事業者選定委員会	神戸市立ポートアイランドスポーツセンター再整備PFI事業者の選定に関すること。

別表2

名称	定数	任期	会長
神戸市役所本庁舎2号館再整備事業における庁舎敷地の活用提案に関する検討委員会	6人	委嘱の日から令和4年12月31日まで	委員の互選により選任する者
神戸市立ポートアイランドスポーツセンター再整備PFI事業者選定委員会	6人	委嘱の日から令和6年3月31日まで	委員の互選により選任する者

訓 令 甲

訓令甲第4号

庁 中 一 般
区 役 所
事 業 所

神戸市長の権限に属する事務の専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年9月30日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市長の権限に属する事務の専決規程の一部を改正する訓令

神戸市長の権限に属する事務の専決規程（平成31年3月訓令甲第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>第1条 [略]</p> <p><u>2 前項の事務は、神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則第54条の2により委任された事務を含むものとする。</u></p> <p>第6条 部長（神戸市事務分掌規則第2条第1項に規定する本庁の組織に属する部長に限る。）、担当部長（神</p>	<p>第1条 [略]</p> <p>第6条 部長（神戸市事務分掌規則第2条第1項に規定する本庁の組織に属する部長に限る。）、担当部長（神</p>

戸市事務分掌規則第2条第1項に規定する本庁の組織に属する担当部長に限る。)及び室長の専決事項は、次のとおりとする。この場合において、担当部長は、自らの所掌事務に属すること及び当該所掌事務に従事する職員に関することについて、部長、担当部長及び室長共通専決事項の項に規定する事項(神戸市事務分掌規則第213条第1項の規定に基づき事務分担に定めることにより、当該事項の一部を除くことができる。)を専決するものとする。

部長、担当部長及び室長共通専決事項～港湾局担当部長(工務・防災担当)専決事項 [略]

会計室長専決事項

(1)～(3) [略]

(4) 神戸市会計規則第45条第33号の規定により資金前渡を特に認める事項に関すること。

戸市事務分掌規則第2条第1項に規定する本庁の組織に属する担当部長に限る。)及び室長の専決事項は、次のとおりとする。この場合において、担当部長は、自らの所掌事務に属すること及び当該所掌事務に従事する職員に関することについて、部長、担当部長及び室長共通専決事項の項に規定する事項(神戸市事務分掌規則第213条第1項の規定に基づき事務分担に定めることにより、当該事項の一部を除くことができる。)を専決するものとする。

部長、担当部長及び室長共通専決事項～港湾局担当部長(工務・防災担当)専決事項 [略]

会計室長専決事項

(1)～(3) [略]

(4) 神戸市会計規則第45条第32号の規定により資金前渡を特に認める事項に関すること。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前

別表第2（第2条、第4条、第6条—第7条関係）

財務関係事務

決裁区分副市長	行財政局長 特定局長及び 特定担当局長	局長及び担当局長 通	行財政局長 特定副局長、 特定部長及び 室長	部長、担当部長及び 室長共通	契約監理課長 特定課長	課長、担当課長、課 内室長及び課 内所長 共通	消防局長	教育委員会事務局 教育次長 監査事務局 市選挙管理委員会 事務局 人事委員会事務局 市会事務局 市長	備考
決裁事項	調達	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	1～6 [略]

改正後

別表第2（第2条、第4条、第6条—第7条関係）

財務関係事務

決裁区分副市長	行財政局長 特定局長及び 特定担当局長	局長及び担当局長 通	行財政局長 特定副局長、 特定部長及び 室長	部長、担当部長及び 室長共通	契約監理課長 特定課長	課長、担当課長、課 内室長及び課 内所長 共通	消防局長	教育委員会事務局 教育次長 監査事務局 市選挙管理委員会 事務局 人事委員会事務局 市会事務局 市長	備考
決裁事項	調達	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	1～6 [略] 7 契約の項課 長の欄の決 裁区分で締結 した契約につ いて変更を行 う場合であつ て、変更後の契 約金額が契約 の項課長等の 欄の決裁区分

を超えるもの
を締結する場
合は、当初の契
約を締結した
際に専決した
職の直近上位
の職にある者
の専決とする。
 8 契約の項消防
局長の欄又は
教育委員会事
務局長等の欄
の決裁区分で
締結した契約
について変更
を行う場合で
あって、変更契
約後の契約金
額が契約の項
消防局長の欄
又は教育委員
会事務局長等
の欄の決裁区
分を超えるも
のを締結する
場合は、当初の
契約を締結し
た際に専決し
た職にある者
の専決とする。

の 他 略	[略]	<p>裁区分で締結した契約について変更を行う場合であつて、変更後の契約金額が契約の項課長等の欄の決裁区分を超えるものを締結する場合は、当初の契約を締結した際に専決した職の直近上位の職にある者の専決とする。</p> <p>5 契約の項消防局長の欄又は教育委員会事務局長等の欄の決裁区分で締結した契約について変更を行う場合であつて、変更契約後の契約金額が契約の項消防局長の欄又は教育委員会事務局長等</p>								
の 他 略	[略]	<p>[略]</p>								

<p>の欄の決裁区分を起えるものを締結する場合は、当初の契約を締結した際に専決した職にある者の専決とする。</p>	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
<p>6 経理契約で締結した契約について変更を行う場合は、契約監理課長の専決とする。</p>	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
<p>14 契約の項課長等の欄の決裁区分で締結した契約について変更を行う場合であつて、変更後の契約金額が契約の項課長等の欄の決裁区分を起えるものを</p>	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
<p>貸借</p>	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
<p>借</p>	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
<p>貸</p>	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

締結する場合は、当初の契約を締結した際に専決した職の直近上位の職にある者の専決とする。

15. 契約の項消防局長の職又は教育委員会事務局長等の職の決裁区分で締結した契約について変更を行う場合であって、変更契約後の契約金額が契約の項消防局長の職又は教育委員会事務局局長等の職の決裁区分を超えるものを締結する場合は、当初の契約を締結した際に専決した職にある者の専決とする。

<p>16 経理契約で締結した契約について変更を行う場合は、契約監理課長の専決とする。</p>	[略]																									
<p>(注) 1～3 [略]</p> <p>4 備考の欄における「課長等の欄」とは課長、担当課長、課内室長及び課内所長共通の欄を、「教育委員会事務局長等の欄」とは教育委員会事務局長教育次長監査事務局長市選挙管理委員会事務局長人事委員会事務局長市会事務局長の欄をいう。</p> <p>5、6 [略]</p>	[略]																									

附 則

この訓令は、令和4年10月1日から施行し、この訓令による改正後の第6条の規定は、令和4年7月19日から適用する。

告 示

神戸市告示第432号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年9月30日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 指定納付受託者の指定を受けた者
東京都渋谷区道玄坂1-2-3
GMOペイメントゲートウェイ株式会社
- 2 指定納付受託者に納入させる歳入等
クレジットカード決済を利用して納付するふるさと納税寄附金
- 3 指定納付受託者による納付の委託を開始する日
令和4年10月3日

神戸市告示第445号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和4年10月18日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、保管した年月日並びに問い合わせ先
別表のとおり
- 2 保管期間
この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）
- 3 返還事務を行う時間
垂水自転車保管所
ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで
イ 土曜日 午後1時から午後5時まで
- 4 返還を受けるために必要な事項
自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。
- 5 その他
この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相

当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。)を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
垂水区西舞子8丁目20番19号 垂水保管所	垂水駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台	令和4年9月1日	垂水区福田5丁目6番20号 建設局垂水建設事務所 電話707-0234
	垂水駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 2台	令和4年9月7日	
	垂水駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	令和4年9月12日	
	舞子駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台		
	垂水駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台	令和4年9月16日	
	舞子駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 0台 原動機付自転車 2台		
	垂水駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	令和4年9月21日	
	塩屋駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	垂水駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 5台 原動機付自転車 1台	令和4年9月28日	
	舞子駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	垂水区管内長期放置	自転車 2台 原動機付自転車 0台	令和4年年9月28日	

神戸市告示第446号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）第23条の2項及び3項の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和4年10月18日

神戸市長 久元喜造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去及び保管した自転車等の台数、撤去及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり。
- 2 保管期間
この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）
- 3 返還事務を行う時間
 - (1) 西部保管所・西代保管所
 - ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで。
 - イ 土曜日 午後1時から午後5時まで。
 - (2) 須磨保管所・名谷保管所
 - ア 火曜日・木曜日 午後3時から午後7時まで。
(ただし、即時撤去日より7日間は(1)と同様の運用とする。)
 - イ 土曜日 午後1時から午後5時まで。
- 4 返還を受けるために必要な事項
自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。
- 5 その他
この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去及び保管した自転車等の台数	撤去及び保管した年月日	問い合わせ先
長田区西代通1丁目1番 西代保管所	高速長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 9台 原動機付自転車 1台	令和4年9月6日	神戸市須磨区妙法寺字ヌメリ石1番地の1 建設局西部建設事務所 電話742-2424
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 16台 原動機付自転車		
長田区御屋敷通2丁目6番 西部保管所	鷹取駅(南・北)周辺自転車等放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車	令和4年9月7日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 6台 原動機付自転車		
須磨区西落合6丁目1番 名谷保管所	名谷・妙法寺駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 14台 原動機付自転車	令和4年9月8日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 4台 原動機付自転車		
長田区御屋敷通2丁目6番	新長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 29台 原動機付自転車	令和4年9月13日	

西部保管所	長田・須磨区管内長期放置	自転車 14台 原動機付自転車	
長田区西代通 1丁目1番 西代保管所	板宿駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 7台 原動機付自転車	令和4年9 月14日
	長田・須磨区管内長期 放置	自転車 1台 原動機付自転車	
須磨区須磨浦 通2丁目2番 須磨保管所	須磨・須磨海浜公園駅 周辺自転車等放置禁止 区域	自転車 5台 原動機付自転車	令和4年9 月15日
	長田・須磨区管内長期 放置	自転車 原動機付自転車	
長田区御屋敷 通2丁目6番 西部保管所	新長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 14台 原動機付自転車	令和4年9 月21日
	長田・須磨区管内長期 放置	自転車 13台 原動機付自転車	
長田区西代通 1丁目1番 西代保管所	板宿・西代駅周辺自転 車等放置禁止区域	自転車 10台 原動機付自転車 1台	令和4年9 月27日
	長田・須磨区管内長期 放置	自転車 18台	

神戸市告示第447号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を次のとおり指定した。

令和4年10月18日

神戸市長 久元喜造

1 公の施設

神戸市こべっこあそびひろば・西神中央

2 指定管理者

神戸市西区学園西町5丁目4番

社会福祉法人神戸ワイエムシーエイ福祉会

理事長 井上 真二

3 指定期間

令和5年5月1日から令和10年3月31日まで

神戸市告示第448号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和4年10月18日

神戸市長 久元喜造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所。自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数。撤去し、及び保管した年月日。並びに問い合わせ先。

別表のとおり

- 2 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

- 3 返還事務を行う時間

西神保管所及び学園都市保管所

（ア）火曜日・木曜日 午後3時から午後7時まで。

（イ）土曜日 午後1時から午後5時まで。

（ウ）条例による撤去を実施したときは、撤去日を含め（日曜日、祝日を除く）連続6日間、平日 午後3時から午後7時まで、土曜日 午後1時から午後5時まで。

- 4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

- 5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
西区高塚台6丁目 西神保管所 電話992-3763	西神中央駅周辺自転車等放置禁止区域内	自転車 1台	令和4年9月6日	西区玉津町今津字宮の西333番地の1建設局西建設事務所 電話912-3750
	西神南駅周辺自転車等放置禁止区域内	自転車 1台	令和4年9月20日	
	西建設事務所管内自転車等放置禁止区域外長期放置	自転車 2台	令和4年9月27日	
西区学園西町3丁目2番地	学園都市駅周辺自転車等放置禁止区域内	自転車 1台	令和4年9月13日	

学園都市保管所 電話795-4618	学園都市駅前自転車駐輪場内長期放置	自転車	1台	令和4年9月13日
	伊川谷駅前自転車駐輪場内長期放置	自転車	3台	令和4年9月13日

神戸市告示第449号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条及び第10条第1項の規定に基づき、市道の路線を次のように認定し、及び廃止する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年10月18日

神戸市長 久元喜造

1 認定する市道の路線

路線名	起 点	終 点
御影山手19号線	神戸市東灘区御影山手4丁目182番111地先	神戸市東灘区御影山手4丁目182番20地先
御影山手20号線	神戸市東灘区御影山手4丁目182番94地先	神戸市東灘区御影山手4丁目182番100地先
御影山手21号線	神戸市東灘区御影山手4丁目182番83地先	神戸市東灘区御影山手4丁目182番89地先
藤原台南町97号線	神戸市北区藤原台南町1丁目18番5地先	神戸市北区藤原台南町1丁目18番18地先
北落合110号線	神戸市須磨区北落合1丁目2番34地先	神戸市須磨区北落合1丁目2番52地先
多聞115号線	神戸市垂水区学が丘7丁目864番79地先	神戸市垂水区学が丘7丁目864番185地先
多聞116号線	神戸市垂水区学が丘7丁目864番182地先	神戸市垂水区学が丘7丁目864番79地先
多聞117号線	神戸市垂水区学が丘7丁目864番174地先	神戸市垂水区学が丘7丁目864番80地先
小束台33号線	神戸市垂水区小束台東868番1438地先	神戸市垂水区小束台東868番1416地先
小束台34号線	神戸市垂水区小束台東868番1426地先	神戸市垂水区小束台東868番1431地先
二ツ屋38号線	神戸市西区玉津町二ツ屋字東山99番72地先	神戸市西区櫛谷町松本字小田194番4地先

二ツ屋39号線	神戸市西区玉津町二ツ屋字東山89番94地先	神戸市西区玉津町水谷字青谷390番4地先
---------	-----------------------	----------------------

2 廃止する市道の路線

路線名	起 点	終 点
名谷14号線	神戸市垂水区名谷町字平ノ垣内846番1地先	神戸市垂水区名谷町字平ノ垣内851番1地先
名谷25号線	神戸市垂水区名谷町字入野776番1地先	神戸市垂水区名谷町字入野785番9地先
押部谷里633号線	神戸市西区神出町南字美濃谷619番52地先	神戸市西区押部谷町和田字上野834番1地先
多聞105号線	神戸市垂水区学が丘7丁目864番174地先	神戸市垂水区学が丘7丁目864番185地先
道場里212号線	神戸市北区道場町平田字西山下1083番1地先	神戸市北区道場町平田字西山下1076番6地先
中4号線	神戸市北区八多町中字ふけ68番29地先	神戸市北区八多町中字ふけ68番2地先
中14号線	神戸市北区八多町中字ふけ890番1地先	神戸市北区八多町中字ふけ889番1地先
山田里613号線	神戸市北区山田町下谷上字中一里山351番2地先	神戸市北区山田町下谷上字中一里山352番2地先
山田里614号線	神戸市北区山田町下谷上字中一里山339番2地先	神戸市北区山田町下谷上字中一里山339番2地先

神戸市告示第450号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第2項の規定により、次の市道の全区間をもつぱら自転車及び歩行者の一般交通の用に供する道路に指定するので、同条第5項の規定により告示する。

令和4年10月18日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 路線名

多聞117号線

2 指定する期日

令和4年10月18日

公 告

神戸市公告第206号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第70条第1項の規定による建築協定書の提出があったので、同法第71条の規定により公告します。

この建築協定書は、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課において、関係人の縦覧に供します。

令和4年9月30日

神戸市長 久元喜造

- 1 建築協定の名称
ヒルクオーレ須磨山の手建築協定
- 2 建築協定区域の位置
神戸市須磨区菅の台7丁目34番1 他
- 3 縦覧期間
令和4年9月30日から同年10月28日まで
- 4 連絡先
神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号
神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課
電話(078)595-6555

神戸市公告第207号

神戸市都市景観条例（令和3年12月条例第25号）第17条第2項の規定に基づく協議の申し出がありましたので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該申し出に係る書面及び図書の写しを都市局景観政策課窓口において一般の縦覧に供します。

令和4年10月3日

神戸市長 久元喜造

- 1 景観影響建築行為予定者の氏名及び住所
株式会社 チャーム・ケア・コーポレーション
代表取締役 下村 隆彦
大阪市北区中之島3丁目6番32号
- 2 設計者の氏名、住所及び連絡先
株式会社エスデイ設計室
佐賀山 香織
大阪府中央区瓦町3丁目4番8号
06-4708-7066
- 3 景観影響建築行為の概要
(1) 所在及び地番 神戸市垂水区宮本町2232-1 他

- (2) 敷地面積 約2,029平方メートル
- (3) 建築面積 約 995平方メートル
- (4) 延べ面積 約5,714平方メートル
- (5) 高さ 約30.7メートル
- (6) 構造 鉄筋コンクリート造
- (7) 階数 地上8階
- (8) 建物用途 老人ホーム（サ高住）・保育所（予定）他

4 縦覧の期間

令和4年10月3日から令和4年10月17日まで

神戸市公告第208号

一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

なお、当該契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第4条に規定する特定調達契約です。

令和4年10月3日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

(1) 特定役務の名称

ポートアイランド処理場維持管理業務

(2) 履行場所

- | | |
|---------------------|-----------------|
| ア ポートアイランド処理場 | 神戸市中央区港島中町8丁目4 |
| イ ポートアイランド再生水中継ポンプ場 | 神戸市中央区港島9丁目11-2 |
| ウ ポートアイランド第1ポンプ場 | 神戸市中央区港島中町1丁目 |
| エ ポートアイランド第2ポンプ場 | 神戸市中央区港島7丁目14 |
| オ ポートアイランド第3ポンプ場 | 神戸市中央区港島8丁目 |

(3) 業務実施期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日までとする。

(4) 業務の概要

- ア 処理場等の運転及び維持管理業務
- イ 物品その他の調達及び管理業務
- ウ 業務履行に付随する業務

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 令和4年度及び令和5年度神戸市物品等競争入札参加資格を有すること。

なお、上記資格を有しない者も、当該入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書及び資料を提出することができるが、当該入札に参加するためには、開札の日時までに入札に参加する者に必要な資格を有すると認定され、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格を有しなければならないものとする。

(2) 入札参加資格の審査の申請の受付期間の最終日から入札の日までの間に、神戸市指名停

止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止を受けていないこと。

- (3) 入札参加資格の審査の申請の受付期間の最終日から入札の日までの間において、経営状況が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定がされている者を除く。）でないこと。
- (4) 下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号）第2条第1項の規定に基づき国土交通大臣の登録を受けていること。
- (5) 過去15年以内に、生物学的窒素除去法（高度処理オキシデーションディッチ法を除く。）を行っている下水処理場（ただし、当該処理方式で下水道法（昭和33年4月24日法律第79号）の事業認可を受けている終末処理場に限る。）において、維持管理業務の元請事業者、あるいは元請共同企業体の代表者としての実績が入札日において1年以上あること。
- (6) 単独企業であること。
- (7) 法令上許可・認可等を必要とする場合にあっては、その許可・認可等を受けていること。
- (8) 法人税、消費税及び地方消費税、県税、市税等を滞納していないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、もしくは実質的に経営に関与している団体、役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行っている団体、その他暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している団体ではないこと。

3 入札及び契約に関する事務を担当する部局

- (1) 入札に関する事務を担当する部局

郵便番号651-0084

神戸市中央区磯辺通3丁目1番7号コンコルディア神戸3階

神戸市建設局下水道部経営管理課（電話番号：(078)806-8764）

- (2) 契約に関する事務を担当する部局

郵便番号653-0044

神戸市長田区南駒栄町1番地44

神戸市建設局中央水環境センター管理課（電話番号：(078) 641-2711）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申込書の配付、審査の通知の方法等については、入札説明書によります。

5 入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

- (1) 交付期間

令和4年10月3日（月）から令和4年11月4日（金）まで（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

なお、神戸市建設局下水道部のホームページにおいても公表します。

- (2) 交付場所

神戸市中央区磯辺通3丁目1番7号コンコルディア神戸3階

神戸市建設局下水道部経営管理課（電話番号：(078)806-8764）

- (3) 交付方法
無料交付

6 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の提出期間及び提出場所

(1) 提出期間

令和4年10月31日（月）から令和4年11月4日（金）まで
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 提出場所

神戸市中央区磯辺通3丁目1番7号コンコルディア神戸3階
神戸市建設局下水道部経営管理課（電話番号：(078)806-8764）

7 契約条項及び入札に必要な書類を示す場所

神戸市中央区磯辺通3丁目1番7号コンコルディア神戸3階
神戸市建設局下水道部経営管理課（電話番号：(078)806-8764）

なお、契約条項及び入札に必要な書類の内容は、神戸市建設局下水道部のホームページで公表します。

8 入札の日時及び場所等

(1) 方法

所定の入札用封筒に入札書を入れ、封緘の上、持参すること

(2) 日時

令和5年2月2日（木）午前10時

(3) 場所

神戸市中央区磯辺通3丁目1番7号コンコルディア神戸3階 第1会議室

9 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第7条第2号の規定により免除します。

10 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札書が所定の日時を過ぎて到着したとき。
- (2) 入札書の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。
- (3) 入札書に記名及び押印がないとき。
- (4) 一の入札に対して2通以上の入札書を提出したとき。
- (5) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。
- (6) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (7) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (8) 本市から交付された入札書以外の入札書で入札したとき。
- (9) 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により入札書に記入したとき。
- (10) 入札金額を0円で記載したとき。
- (11) 入札書の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

11 落札者の決定

落札者の決定は、入札額が最低の価格であり、かつ、消費税及び特別地方消費税に係る課

税業者であるか免税業者であるかを問わず、規則第10条の規定により定めた予定価格の110分の100に相当する価格の制限の範囲内であるとき、その者を落札者とします。

12 特定調達契約の手続において使用する言語及び通貨の種類

日本語及び日本国通貨に限ります。

13 Summary

- (1) Subject matter of the contract : Maintenance and management service at Port Island Sewage Treatment Plant.
- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation : 5 :00 P.M. November 4, 2022
- (3) The date and time for the submission of tenders : 10:00 A.M. February 2, 2023
- (4) A contact point where tender documents are available : Public Construction Projects Bureau, Kobe City Hall, 3 - 1 -7, Isobe-dori, Chuo-Ku, Kobe 651-0084, Japan.
TEL +81-78-806-8036

神戸市公告第209号

神戸市環境影響評価等に関する条例（平成9年10月条例第29号）第34条第1項において準用する同条例第29条第3項の規定により、次の対象事業に係る同条第1項の規定による事後調査の結果を記載した報告書及びその概要を記載した書類（以下「概要書」という。）の提出があったので、同条例第34条第1項において準用する同条例第29条第4項の規定により公告するとともに、当該概要書の写しを次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和4年10月4日

神戸市長 久元喜造

1 対象事業の概要

- (1) 対象事業の名称
神戸発電所3・4号機設置計画
- (2) 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名称：株式会社コベルコパワー神戸第二
代表者：代表取締役社長 木本 総一
所在地：神戸市灘区灘浜東町2番地
- (3) 対象事業の種類
発電所の建設
- (4) 対象事業の位置
神戸市灘区灘浜東町2番地

2 縦覧の期間

令和4年10月4日（火曜）から10月17日（月曜）まで

3 縦覧の場所

神戸市中央区磯上通7-1-5三宮プラザEAST 2階

神戸市環境局環境保全課

4 縦覧の時間

午前9時から午後5時まで

神戸市公告第210号

神戸市環境影響評価等に関する条例（平成9年10月条例第29号）第29条第3項の規定により次の対象事業に係る同条第1項の規定による事後調査の結果を記載した報告書及びその概要を記載した書類（以下「概要書」という。）の提出があったので、同条第4項の規定により公告するとともに、当該概要書の写しを次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和4年10月4日

神戸市長 久元喜造

1 対象事業の概要

(1) 対象事業の名称

（仮称）神戸市北区東岡場地区プロジェクト

(2) 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

事業者：アイリスパートナーズ株式会社

代表者：代表取締役 古越 純

所在地：愛知県豊橋市駅前大通1丁目27番地1

(3) 対象事業の種類及び規模

宅地の造成、事業面積約19.9ha（開発面積約18.2ha）

(4) 対象事業の位置

神戸市北区有野町有野字岡場1977番1他

2 縦覧の期間

令和4年10月4日（火曜）から10月17日（月曜）まで

3 縦覧の場所

神戸市中央区磯上通7-1-5 三宮プラザEAST 2階

神戸市環境局環境保全課

4 縦覧の時間

午前9時から午後5時まで

神戸市公告第214号

神戸市都市景観条例（令和3年12月条例第25号）第17条第2項の規定に基づく協議の申し出がありましたので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該申し出に係る書面及び図書の写しを都市局景観政策課窓口において一般の縦覧に供します。

令和4年10月6日

神戸市長 久元喜造

- 1 景観影響建築行為予定者の氏名及び住所
株式会社フジヒサFJ 代表取締役 久保 進
大阪市北区中之島4丁目3番25号フジヒサFJ中之島ビル
- 2 設計者の氏名、住所及び連絡先
株式会社イサラ・デザイン 川野 豊彦
大阪市西区西本町1-2-19
06-6534-1180
- 3 景観影響建築行為の概要
 - (1) 所在及び地番 神戸市兵庫区駅南通4丁目4番5
 - (2) 敷地面積 約1,177.01平方メートル
 - (3) 建築面積 約419.93平方メートル
 - (4) 延べ面積 約2,936.36平方メートル
 - (5) 高さ 約29.5メートル
 - (6) 構造 鉄筋コンクリート造
 - (7) 階数 地上10階
 - (8) 建物用途 共同住宅
- 4 縦覧の期間
令和4年10月6日から令和4年10月19日まで

神戸市公告第215号

事前審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和4年10月18日

神戸市長 久元 喜造

1 入札に付する事項

委託名	令和5年度港湾幹線道路及び摩耶大橋料金徴収業務等委託
業務概要	料金徴収業務、料金所等管理業務、交通情報提供業務等
履行場所	(1) 港湾幹線道路 摩耶埠頭料金所（神戸市灘区摩耶埠頭） (2) 摩耶大橋 摩耶大橋料金所（神戸市灘区摩耶埠頭）
履行期限	令和5年4月1日から令和5年9月30日まで

2 担当部局

〒650-0046 神戸市中央区港島中町4丁目1番1号 ポートアイランドビル6階
神戸市港湾局神戸港管理事務所（電話番号：078-304-2500）

3 入札方法

事前審査型制限付一般競争入札

4 競争入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 令和3・4年度神戸市入札参加資格を有すること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続き又は再生手続きを行っている者でないこと。
- (4) 入札参加資格の審査の申請の受付期間の最終日から落札決定の日までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- (6) 神戸市内に本社を有する者であること又は、落札した場合に契約開始日までに神戸市内に本社を設置する者であること。
- (7) 有料道路において、料金徴収業務の元請履行実績を過去5年間（平成29年度から令和3年度）に2年以上有する者であること。
- (8) 有料道路における料金徴収業務の管理・監督を行う責任者（料金事務所長）としての実務経験が、過去5年間（平成29年度から令和3年度）に1年以上有する者を、履行期間中専任で配置できること。（配置は2名）

5 入札説明書、仕様書等の交付期間等

(1) 交付期間

令和4年10月18日（火）から令和4年11月11日（金）まで

（土・日・祝日を除く、午前10時から正午まで及び午後2時から午後5時まで）

(2) 交付方法

2の場所で配布します。

6 入札説明会

入札説明会は実施しません。

7 入札説明書、仕様書等に対する質問

- (1) 入札説明書又は仕様書等に対する質問がある場合においては、次に従い提出すること。

ア 提出方法

質問書により、電子メールで次のアドレスに送信してください。

（port_kanri@office.city.kobe.lg.jp）

なお、電話によるお問い合わせにはお答えできません。

イ 提出期限 令和4年11月4日（金）午後5時（必着）

- (2) 回答は仕様書の追補とみなし、入札説明書を交付された者全員に対して電子メールにより回答します。

8 入札に参加する者が1者である場合の措置

入札に参加する者が1者であっても、入札を執行するものとします。

9 入札に必要な書類提出の日時及び方法

本件の入札に参加しようとするものは、次に掲げる書類を提出し、審査を受けなければなりません。

日 時	令和4年11月14日（月）から令和4年11月15日（火） 10：00～12：00、14：00～17：00
提出場所	2の入札担当部局

方 法	<p>(1) 持参して行うこととし、郵送及び電送（ファックス、電子メール等）によるものは認めません。入札代理人が持参する場合は、別途委任状を提出すること。</p> <p>(2) 入札者の確認のため、名刺等を持参すること。</p> <p>(3) 入札に必要な書類の作成要領等については、入札説明書によります。</p>
-----	---

10 入札参加資格の審査及び通知

- (1) 入札参加資格は、提出された書類により審査し、令和4年11月21日（月）以降に入札参加資格審査通知書により結果を送付します。
 なお、審査において必要がある場合、提出者に対してヒヤリングをすることがあります。
- (2) 入札参加資格がないと認定された者には、(1)の通知書に理由を付します。
- (3) (2)の理由を付した(1)の通知書により通知を受けた者は、その通知日の翌日から起算して7日（本市の休日を除く。）以内に、市長に対して入札参加資格がないと認定した理由の説明を求めることができます。
- (4) (3)により説明の請求を行うときは、申立者の氏名、住所、業務名、不服のある事項及び不服の根拠となる事項を記載の上、参加資格がないと認めた理由の説明要求書を神戸港管理事務所に提出してください。
- (5) (4)による理由の説明の請求を受けたときは、原則として申立期限の翌日から起算して10日（本市の休日を除く。）以内に書面により回答します。

11 入札書の提出日時、開札予定日時及び方法

日 時	<p>入札書の提出日時 令和4年11月28日（月）15時を予定</p>
場 所	<p>ポートアイランドビル 5階 会議室</p>
方 法	<p>入札書は持参すること。</p> <p>(1) 入札書は、上記の日時・場所において開札します。開札は、入札者又はその代理人1名を立ち合わせて行います。ただし、入札者又はその代理人が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとします。</p> <p>(2) 提出した入札書は、引換え又は取消しをすることができません。</p> <p>(3) その他の事項は、入札説明書によります。</p>

12 落札者の決定方法

- (1) 最低価格の入札書（消費税抜き）を提出した者を落札者とします。
- (2) 入札価格が同額である場合は、くじにより落札者を定めるものとします（くじの日時及び場所については、別途指示します。）。

13 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第7条第2号の規定により免除します。

14 入札の無効

- (1) 神戸市契約規則第12条各号に該当するとき。

- (2) 一の入札参加者が複数の入札を行ったと認められるときは、いったん開札して確認のうえ、すべての入札書を無効とします。
- (3) 11の方法によらないで提出された入札書（期限までに到達しなかった場合を含む。）は、これを無効とします。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すものとします。なお、競争入札参加資格があると確認された者であっても、落札決定の時ににおいて4に規定する競争入札参加資格を満たさなくなった場合は、競争入札参加資格のない者に該当するものとします。

15 予定価格

事前公表は行いません。

神戸市公告第216号

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和4年10月18日

神戸市長 久元喜造

1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市北区谷上南町10番3の一部、10番4、10番5、10番6の一部、10番12の一部、10番13、10番14

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

神戸市北区谷上南町10-1
尾崎 功

3 許可番号

令和4年6月23日 第8055号

神戸市公告第217号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、同令第12条及び神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和4年10月18日

神戸市長 久元喜造

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

固定資産税評価図異動更新業務一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

神戸市行財政局税務部固定資産税課
神戸市中央区加納町6丁目5番1号

- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和4年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社パスコ神戸支店
支店長 大畑 仁
神戸市中央区磯上通4丁目1番6号
- 5 随意契約に係る契約金額
85,833,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
次項に規定する理由により、第4項に規定する者以外に契約の相手方となるべき者がいないため、同項に規定する者を契約の相手方としました。
- 7 随意契約による理由
既に契約を締結した特定役務（以下「既契約特定役務」という。）につき、既契約特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既契約特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるため。

神戸市公告第218号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、同令第11条及び神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和4年10月18日

神戸市長 久元喜造

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
令和6基準年度土地評価替えに係る標準宅地の鑑定評価業務一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
神戸市行財政局税務部固定資産税課
神戸市中央区加納町6丁目5番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和4年9月6日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
公益社団法人 兵庫県不動産鑑定士協会
代表者 会長 多田敏章
神戸市中央区下山手通3丁目12番1号トア山手プラザ807
- 5 随意契約に係る契約金額
123,253,350円
- 6 随意契約の相手方を決定した手続
次項に規定する理由により、第4項に規定する者以外に契約の相手方となるべき者がいな

いため、同項に規定する者を契約の相手方としました。

7 随意契約による理由

特殊な技術に係る特定役務の調達をする場合であって、当該調達の相手方が特定されているため。

神戸市公告第219号

神戸複合産業団地（神戸テクノ・ロジスティックパーク）における複合機能用地の買受人又は借受人の公募を次のとおり行います。

令和4年10月18日

神戸市長 久元喜造

1 公募区画

所 在	用途地域	地 目	面 積
神戸市西区見津が丘1丁目16番5	準工業地域	宅地	3,050.42m ²

注1) 契約は、上記記載面積にて締結します。

2) 公募区画の分割はできません。

3) 建ぺい率は60%、容積率は200%です。

4) 当該区画を含む区域は「神戸複合産業団地地区計画（平成27年12月7日変更）」が定められています。

2 公募のしおり・申込用紙の配布

(1) 配布期間

令和4年10月18日（火）から令和4年12月12日（月）まで
（ただし、土日祝日は除く。）

(2) 公募のしおりの配布方法

原則、電子データで配布 ※手渡しでも可

公募のしおりを希望される方は、電子メールにてお申込みください。その際、メールのタイトルは「神戸テクノ・ロジスティックパーク複合機能用地（第1回公募）公募のしおりの送付について」とし、本文に下記の事項を記載してください。

<記載事項>

① 法人名称、部署、担当者名

② 電話番号

③ メールアドレス（データ送付先）

④ 公募のしおりの使用目的

（申込先）メールアドレス：yuchi_kobo@office.city.kobe.lg.jp

※申込用紙の配布方法については、公募のしおりをご覧ください。

3 現地見学会

令和4年11月7日（月）午前10時～午前11時

※要事前予約。申込み方法等は、公募のしおりをご覧ください。

※雨天決行。ただし、荒天の際は変更する場合があります。

4 受付期間・受付方法

(1) 受付期間

令和4年11月29日（火）から令和4年12月12日（月）午後5時まで
（ただし、土日祝日は除く。）

(2) 受付方法

郵送又は持参

5 申込み条件等

(1) 対象事業者

当該区画を買受け又は借受け、かつ、主に神戸複合産業団地内の企業及び従業員等が利用できる都市サービス施設、産業サービス施設や研究開発施設等を建設し、経営しようとする事業者が対象となります。また、製造工場等又は流通業務施設及びこれらに附帯する施設を建設・経営し、当該区画の一部において団地内の企業及び従業員等が利用できるサービス機能を提供する場合も対象となります。

なお、本市内に本社等を有する中小企業については、上記のサービス機能の提供を必須とせず、製造工場等又は流通業務施設及びこれらに附帯する施設を建設・経営しようとする事業者も対象となります。

詳細については、公募のしおりをご覧ください。

(2) 申込者の資格

公募のしおりに定める資格要件を満たす者。

(3) その他の条件

土地利用計画との整合、土地利用上の制限、操業等の義務、権利の譲渡等の制限、連帯保証人及び契約の履行等について、公募のしおりに定めるところによります。

6 分譲条件等

(1) 最低提案価格

411,806,000円（1平方メートル当たり135,000円）

(2) 申込価格

(1)の最低提案価格以上とします。

(3) 支払方法

土地売買契約締結の日までに土地売買代金の10%、土地引渡しの日までに土地売買代金の総額の残額をお支払いください。

7 賃貸条件等

(1) 賃貸方法 事業用定期借地権（借地借家法第23条第2項、第3項）

(2) 借地期間 10年～20年（借地権の存続期間は本市と協議の上、左記の期間内で延長することはできますが、20年を超える借地期間の設定は認めません。）

(3) 権利金 なし

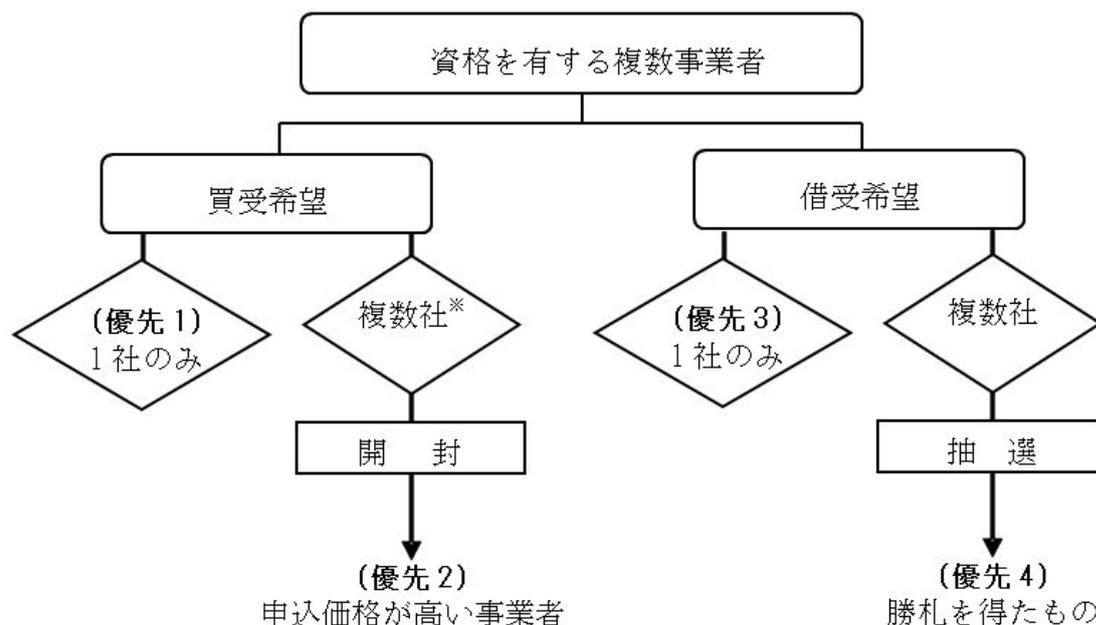
(4) 賃料 1平方メートル当たり月額300円

(5) 保証金 賃料（月額）の12か月～18か月に相当する額

(6) 支払方法 事業用定期借地権設定契約締結の日までに保証金、土地引渡しの日までに第1回目の賃料をお支払いください。

8 買受人又は借受人の決定

- (1) 買受・借受申込書等提出された資料に基づき、買受人又は借受人としての資格等の有無について審査します。
- (2) (1)の資格審査で買受人としての資格等を有するとされた申込者を対象として、申込価格提案書を開封します。
- (3) 複数の事業者から申込みがある場合は、(1)の審査で買受人又は借受人としての資格等を有すると判断された申込者を対象に、以下の優先順位で買受人又は借受人を決定します。



※申込価格提案書において申込価格が同額の場合は、申込価格提案書の開封時に抽選を行い、優先順位を決定します。

- (4) 買受人又は借受人に決定した事業者と契約締結に至らなかった場合は、上記の優先順位で次点の事業者を買受人又は借受人に決定します。
- (5) 買受人又は借受人の決定後に、買受人又は借受人の都合により契約を辞退した場合は、原則として辞退の日から1年間は、都市局企業誘致課が実施する公募への参加はできません。

9 契約の締結

契約は、令和5年3月31日（金）までに公正証書により締結していただきます。

契約締結後、神戸市のホームページで公募結果の公表を行います。公表する項目は、件名、公募区画、買受人又は借受人事業者名、土地売買価格又は月額賃料とします。

10 土地の引渡し

土地の引渡しは、土地売買代金又は賃料及びその他本市に支払う金銭が完納された後、現地立会いの上、現状有姿で土地引渡書により行います。

11 その他

公募の詳細については、公募のしおりをご覧ください。

神戸市公告第220号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第72条第1項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行いますので、関係人で御意見のある方は、御参集ください。

令和4年10月18日

神戸市長 久元喜造

- 1 建築協定の名称
ヒルクオーレ須磨山の手建築協定
- 2 建築協定区域の位置
神戸市須磨区菅の台7丁目34番1 他
- 3 公開による意見の聴取の開催日時
令和4年11月9日（水）
14時00分から14時30分まで
- 4 公開による意見の聴取の場所
神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号
三宮国際ビル6階
建築住宅局603会議室
- 5 連絡先
神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号
神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課
電話(078)595-6555

区 役 所

区長訓令甲第1号

区役所

区長の権限に属する事務の専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年9月30日

東灘区長	植松 賢治
灘区長	丹本 陽
中央区長	八乙女悦範
兵庫区長	岡本 康憲
北区長	金本 忠義
長田区長	山端 恵実
須磨区長	熊谷 保徳
垂水区長	黒田 徹
西区長	志水 達也

区長の権限に属する事務の専決規程の一部を改正する訓令

区長の権限に属する事務の専決規程（平成9年3月区長訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（課長及び担当課長の専決事項）</p> <p>第4条 課長及び担当課長の専決事項は、次のとおりとする。この場合に</p>	<p>（課長及び担当課長の専決事項）</p> <p>第4条 課長及び担当課長の専決事項は、次のとおりとする。この場合に</p>

において、担当課長は、自らの所掌事務に属すること及び当該所掌事務に従事する職員に関することについて、課長、担当課長共通専決事項の項に規定する事項（神戸市事務分掌規則第213条第1項の規定に基づき事務分担に定めることにより、当該事項の一部を除くことができる。）を専決するものとする。

課長及び担当課長共通専決事項

(1) 軽易又は定例な次に掲げる事項に関すること。

ア、イ [略]

ウ 行政財産の使用許可その他管理

(2)～(7) [略]

別表（第3条一第5条関係）

財務関係事務

決裁区分	部長、課長、	備考
決裁事項	担当 部長 共通 北須 磨支 所長	担当 課長 共通 玉津 支所 長
調決定	[略]	[略]
達契約	[略]	[略]
		①～③ ④ 契約の

において、担当課長は、自らの所掌事務に属すること及び当該所掌事務に従事する職員に関することについて、課長、担当課長共通専決事項の項に規定する事項（神戸市事務分掌規則第213条第1項の規定に基づき事務分担に定めることにより、当該事項の一部を除くことができる。）を専決するものとする。

課長及び担当課長共通専決事項

(1) 軽易又は定例な次に掲げる事項に関すること。

ア、イ [略]

(2)～(7) [略]

別表（第3条一第5条関係）

財務関係事務

決裁区分	部長、課長、	備考
決裁事項	担当 部長 共通 北須 磨支 所長	担当 課長 共通 玉津 支所 長
調決定	[略]	[略]
達契約	[略]	[略]
		①～③ [略]

項課長、担当課長共通玉津支所長の欄（以下この表において「課長等の欄」という。）の決裁区分で締結した契約について変更を行う場合であって、変更後の契約金額が契約の項課長等の欄の決裁区分を超えるものを締結する場合は、当初の契約を締結した際に専

				決した職 の直近上 位の職に ある者の 専決とす る。							
請 負	工 事	施行 決定	[略]	[略]	①～③ [略]	請 負	工 事	施行 決定	[略]	[略]	①～③ [略]
		契約	[略]	[略]	④ 契約の			契約	[略]	[略]	
そ の 他	そ の 他	決定	[略]	[略]	項課長等	そ の 他	そ の 他	決定	[略]	[略]	
		契約	[略]	[略]	の欄の決 裁区分で 締結した 契約につ いて変更 を行う場 合であっ て、変更後 の契約金 額が契約 の項課長 等の欄の 決裁区分 を超える ものを締 結する場 合は、当初 の契約を			契約	[略]	[略]	

					締結した 際に専決 した職の 直近上位 の職にあ る者の専 決とする。					
			[略]	[略]	[略]				[略]	
貸物借決 借品入定			[略]	[略]	① 決定の 項は契約 監理課に 入札を依 頼する場 合に適用 する。	貸物借決 借品入定		[略]	[略]	決定の項 は契約監理 課に入札を 依頼する場 合に適用す る。
		れ契約	[略]	[略]	② 契約の 項課長等 の欄の決 裁区分で 締結した 契約につ いて変更 を行う場 合であっ て、変更後 の契約金 額が契約 の項課長			[略]	[略]	

第
244
条
の
2
第
3
項
の
規
定
に
よ
り
指
定
管
理
者
に
公
の
施
設
の
管
理
を

第2
44
条
の
2
第
3
項
の
規
定
に
よ
り
指
定
管
理
者
に
公
の
施
設
の
管
理
を

工
期
又
は
納
期
の
延
長

決
定
契
約

— 40日
以
下
— 40日
以
下

行
わ
せ
る
場
合
に
締
結
す
る
協
定
に
係
る
変
更
を
含
む
。)

[略] [略] [略] [略]

行
わ
せ
る
場
合
に
締
結
す
る
協
定
に
係
る
変
更
を
含
む
。)

[略] [略] [略] [略]

附 則

この訓令は、令和4年10月1日から施行する。

水 道 局

神戸市水道局公用車運行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和4年10月5日

神戸市水道事業管理者 山 本 泰 生

神戸市水道管理規程第14号

神戸市水道局公用車運行規程の一部を改正する規程

神戸市水道局公用車運行規程(令和4年3月30日水道管理規程第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(公用車の運行管理者) 第3条 [略] 2 運行管理者は、神戸市水道局公文書管理規程(平成14年3月水道管理規程第12号)第3条第4号に規定する所管課長、 <u>東部水道管理事務所長、西部水道管理事務所長及び第3類事業所長</u> をもって充てる。 3 [略]	(公用車の運行管理者) 第3条 [略] 2 運行管理者は、神戸市水道局公文書管理規程(平成14年3月水道管理規程第12号)第3条第4号に規定する所管課長及び第3類事業所長をもって充てる。 3 [略]

附 則

この管理規程は、公布の日から施行し、この管理規程による改正後の神戸市水道局公用車運行規程の規定は令和4年10月1日から適用する。

[略]

2 東部水道管理事務所、北部水道管理事務所、西部水道管理事務所（以下「水道管理事務所」という。）の位置及び管轄区域は別表第1のとおりとする。

（水道管理事務所の事務分掌）

第5条 水道管理事務所の事務分掌は、次のとおりとする。

(1)～(5) [略]

(6) 水道管理事務所における広報及び相談に関すること。

(7) 管路情報管理システムの管理及び運用に関すること

（所長等）

第8条 浄水統括事務所、水質試験所、水道管理事務所、上ヶ原浄水事務所及び千苺浄水事務所に所長を置く。

2～6 [略]

第9条 前条に定める所長等は、業務等の見直しに関して、当該水道管理事務所において必要となる取組みや調整等を行う。

第11条 所長は、取り扱った事項を日報又は週報、月報及び年報に分けて管理者に報告しなければならない。

[略]

2 東部センター、中部センター、北センター、西部センター及び垂水センター（以下「センター」という。）の位置及び管轄区域は別表第1のとおりとする。

（センターの事務分掌）

第5条 センターの事務分掌は、次のとおりとする。

(1)～(5) [略]

(6) センターにおける広報及び相談に関すること。

（所長等）

第8条 浄水統括事務所、水質試験所、センター、上ヶ原浄水事務所及び千苺浄水事務所に所長を置く。

2～6 [略]

第9条 前条に定める所長等は、業務等の見直しに関して、当該センターにおいて必要となる取組みや調整等を行う。

第11条 所長は、取り扱った事項を日報又は週報、月報及び年報に分けて管理者に報告しなければならない。

別表第1（第2条関係）

名称	位置	所轄区域
東部水道 管理事務所	中央区橘通3 丁目4番2号	東灘区、灘 区、中央区 及び兵庫区
北部水道 管理事務所	北区日の峰1 丁目14番1号	北区
西部水道 管理事務所	須磨区大池町 5丁目6番30 号	長田区、須 磨区、垂水 区及び西区

別表第1（第2条関係）

名称	位置	所轄区域
東部セン ター	東灘区田中町 5丁目3番23 号	東灘区及び 灘区
中部セン ター	中央区橘通3 丁目4番2号	中央区及び 兵庫区
北センタ ー	北区日の峰1 丁目14番1号	北区
西部セン ター	須磨区大池町 5丁目6番30 号	長田区及び 須磨区
垂水セン ター	垂水区本多聞 2丁目11番1 号	垂水区及び 西区

（神戸市水道局水道技術管理者の設置等に関する規程の一部改正）

第2条 神戸市水道局水道技術管理者の設置等に関する規程（平成27年3月水道管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）	
法第19条第2項各号に掲げる事務	水道技術管理補助者	法第19条第2項各号に掲げる事務	水道技術管理補助者
第1号に掲げる事務	水道局浄水統括事務所担当部長、水道局水道管理事務所（神戸市水道局事業所規程（平成24年3月水道管理規程第2号）第2条第2項に規定する水道管理事務所をいう。）の所長、水道局東部水道管理事務所担当課長、水道局西部水道管理事務所担当課長	第1号に掲げる事務	水道局浄水統括事務所担当部長、水道局センター（神戸市水道局事業所規程（平成24年3月水道管理規程第2号）第2条第2項に規定するセンターをいう。）の所長
[略]	[略]	[略]	[略]

（係長以上の職にある者が欠けたときの事務取扱いに関する規程の一部改正）

第3条 係長以上の職にある者が欠けたときの事務取扱いに関する規程（昭和40年5月水道管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 課長 課長、担当課長、<u>第2類の事業所長</u>その他これらに準ずる者</p> <p>(3) [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 課長 課長、担当課長、<u>水質試験所長、東部センター所長、北センター所長、垂水センター所長</u>その他これらに準ずる者</p> <p>(3) [略]</p>

(管理又は監督の地位にある職員の指定に関する規程の一部改正)

第4条 管理又は監督の地位にある職員の指定に関する規程（昭和41年12月水道管理規程第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>神戸市営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年3月条例第5号）第3条の2に規定する職員</p>	<p>神戸市営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年3月条例第5号）第3条の2に規定する職員</p>

は、次の各号に掲げる職にある職員とする。

管理又は監督の地位にある職員の指定に関する(1) [略]

(2) [略]

(3) 課長、担当課長、第2類の事業所長

は、次の各号に掲げる職にある職員とする。

(1) [略]

(2) [略]

(3) 課長、担当課長、水質試験所長、東部センター所長、北センター所長及び垂水センター所長

(神戸市水道局分課規程の一部改正)

第5条 神戸市水道局分課規程（平成24年3月水道管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(分掌事務)</p> <p>第7条 第2条第1項の組織の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">経営企画課</p> <p>(1)～(21) [略]</p> <p style="padding-left: 2em;">営業課</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p style="padding-left: 2em;">技術企画課</p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第7条 第2条第1項の組織の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">経営企画課</p> <p>(1)～(21) [略]</p> <p style="padding-left: 2em;">営業課</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p style="padding-left: 2em;">技術企画課</p>

(1)～(10) [略]

配水課

(1) [略]

(2) 管路情報管理システムの計画
及び調整に関すること。

(3)～(15) [略]

(1)～(10) [略]

配水課

(1) [略]

(2) 管路情報管理システムの管理
及び運用に関すること。

(3)～(15) [略]

附 則

この管理規程は、公布の日から施行し、この管理規程による改正後の神戸市水道局事業所規程、神戸市水道局水道技術管理者の設置等に関する規程、係長以上の職にある者が欠けたときの事務取扱いに関する規程、管理又は監督の地位にある職員の指定に関する規程及び神戸市水道局分課規程の規定は令和4年10月1日から適用する。

神戸市水道局公印規程及び神戸市水道局公文書管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和4年10月5日

神戸市水道事業管理者 山本 泰生

神戸市水道管理規程第16号

神戸市水道局公印規程及び神戸市水道局公文書管理規程の一部を改正する規程

(神戸市水道局公印規程の一部改正)

第1条 神戸市水道局公印規程(昭和43年10月水道管理規程第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1)改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2)改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3)改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前

別表第1（第3条関係）

種類	公印の名称	番号	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	保管課	備考
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
職印	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
	神戸市水道局何セシタ一所长之印	[略]	[略]	[略]	セシタ一所长の権限に属する公文書表彰、辞令及びほう賞事務	各セシタ一	
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	

(1) (2) (3) (4) (5)

[略] [略] [略] [略] [略]

神戸市水道局何セシタ一所长之印

(6) (7) (8) (9) (10)

[略] [略] [略] [略] [略]

改正後

別表第1（第3条関係）

種類	公印の名称	番号	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	保管課	備考
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
職印	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
	神戸市水道局何水道管理事務所所长之印	[略]	[略]	[略]	水道管理事務所長の権限に属する公文書表彰、辞令及びほう賞事務	各水道管理事務所	
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	

(1) (2) (3) (4) (5)

[略] [略] [略] [略] [略]

神戸市水道局何水道管理事務所所长之印

(6) (7) (8) (9) (10)

[略] [略] [略] [略] [略]

(水道局公文書管理規程の一部改正)

第2条 神戸市水道局公文書管理規程(平成14年3月水道管理規程第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

(1)改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2)改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3)改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第3条 この管理規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 所管課長 課長及び第2類事業所長 <u>(東部水道管理事務所及び西部水道管理事務所にあつては担当課長、浄水統括事務所にあつては送水管理担当課長)</u>をいう。</p> <p>(記号及び番号)</p> <p>第9条 公文書に付する記号及び番号は、次に掲げるところによる。ただし、特に定めのあるものについては、この限りでない。</p> <p>(1) 記号は、次の例示によること。</p>	<p>(定義)</p> <p>第3条 この管理規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 所管課長 課長及び第2類事業所長 <u>(浄水統括事務所にあつては送水管理担当課長)</u>をいう。</p> <p>(記号及び番号)</p> <p>第9条 公文書に付する記号及び番号は、次に掲げるところによる。ただし、特に定めのあるものについては、この限りでない。</p> <p>(1) 記号は、次の例示によること。</p>

<p>ア 庁内公文書 水経第 号 (局課の場合) 水東水第 号 (事業所の場合)</p> <p>イ [略]</p> <p>(2) [略]</p>	<p>ア 庁内公文書 水経第 号 (局課の場合) 水中セ第 号 (事業所の場合)</p> <p>イ [略]</p> <p>(2) [略]</p>
--	--

附 則

この管理規程は、公布の日から施行し、この管理規程による改正後の神戸市水道局公印規程及び神戸市水道局公文書管理規程は令和4年10月1日から適用する。

神戸市水道告示第23号

神戸市指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月水道管理規程第10号）第7条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により告示する。

令和4年10月18日

神戸市水道事業管理者 山本 泰生

指定番号	名称	所在地	代表者	廃止年月日
70020	瓦谷設備	神戸市中央区中町通3丁目1-8-502	瓦谷 茂	令和4年9月29日

神戸市水道告示第24号

神戸市指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月水道管理規程第10号）第5条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により告示する。

令和4年10月18日

神戸市水道事業管理者 山本 泰生

指定番号	名称	所在地	代表者	指定年月日
42214	Aqua・coco	神戸市中央区中町通3丁目1-8-502	福地 洋一	令和4年9月30日

交 通 局

神戸市交通局職員の育児休業等に関する規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

令和4年9月30日

神戸市交通事業管理者 城南雅一

神戸市交通管理規程第7号

神戸市交通局職員の育児休業等に関する規程等の一部を改正する規程
(神戸市交通局職員の育児休業等に関する規程の一部改正)

第1条 神戸市交通局職員の育児休業等に関する規程（平成4年4月1日交規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（1歳到達日後の期間について育児休業をすることが特に必要と認められる場合として任命権者が定める場合）</p> <p>第2条の3 条例第2条の3第3号<u>ウ</u>の任命権者が定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 条例第2条の3第3号<u>ウ</u>に規定する当該子について、児童福祉法</p>	<p>（1歳到達日後の期間について育児休業をすることが特に必要と認められる場合として任命権者が定める場合）</p> <p>第2条の3 条例第2条の3第3号<u>イ</u>の任命権者が定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 条例第2条の3第3号<u>イ</u>に規定する当該子について、児童福祉法</p>

(昭和22年法律第164号) 第39条第1項に規定する保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

(平成18年法律第77号) 第2条第6項に規定する認定こども園における保育又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等による保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子の1歳到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合

- (2) 常態として条例第2条の3第3号ウに規定する当該子を養育している当該子の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（児童の親その他の同法第27

(昭和22年法律第164号) 第39条第1項に規定する保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

(平成18年法律第77号) 第2条第6項に規定する認定こども園における保育又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等による保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子の1歳到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合

- (2) 常態として条例第2条の3第3号イに規定する当該子を養育している当該子の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（児童の親その他の同法第27

条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。)を含む。以下この項において同じ。)である配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)であって、当該子の1歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合

ア～エ [略]

(1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが特に必要と認められる場合として任命権者が定める場合)

第2条の4 前条の規定は、条例第2条の4第3号の任命権者が定める場合について準用する。この場合において、前条中「条例第2条の3第3号ウ」とあるのは「条例第2条の4第3号」と、「1歳到達日後」とあるのは「1歳6か月到達日後」と読み替えるものとする。

条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。)を含む。以下この項において同じ。)である配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)であって、当該子の1歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合

ア～エ [略]

(1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが特に必要と認められる場合として任命権者が定める場合)

第2条の4 前条の規定は、条例第2条の4第2号の任命権者が定める場合について準用する。この場合において、前条中「条例第2条の3第3号イ」とあるのは「条例第2条の4第2号」と、「1歳到達日後」とあるのは「1歳6か月到達日後」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

(交通局職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程の一部改正)

第2条 交通局職員の勤務時間、休日および休暇に関する規程（昭和29年11月1日交規程第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(病気休暇)</p> <p>第10条の3 病気休暇は、職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とする。</p> <p>2 <u>病気休暇の期間は、90日（第4条に規定する週休日及びに第7条に規定する職員の休日を含む。）の範囲内で、</u> <u>医師の証明等に基づき最小限度必要と認める期間とする。ただし、取得した</u> <u>病気休暇の末日から6月（休職の期</u> <u>間、育児休業の期間、1日を単位とす</u> <u>る介護休暇の期間、停職の期間、自己</u></p>	<p style="text-align: center;">(病気休暇)</p> <p>第10条の3 病気休暇は、職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とする。</p>

啓発等休業の期間、配偶者同行休業の期間及び高齢者部分休業の承認を受けて1回の勤務に割り振られた勤務時間の全てを勤務しない日を除く。）以内に再び病気休暇を取得する場合には、前の病気休暇の期間を通算する。

(特別休暇)

第11条 特別休暇は、結婚、出産その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合における休暇とする。

2 前項の特別休暇は、生理休暇、出生サポート休暇、産前休暇、産後休暇、妊娠障害休暇、出産補助休暇、育児参加休暇、結婚休暇、忌服休暇、年次祭し休暇、夏季休暇、社会貢献活動休暇、子の看護休暇及び短期の介護休暇とする。

3 [略]

(産前休暇、産後休暇)

第13条 [略]

(育児参加休暇)

第13条の4 職員の配偶者が出産する場合であってその出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後1年を経過する日までの期間にある場合にお

(特別休暇)

第11条 特別休暇は、結婚、出産その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合における休暇とする。

2 前項の特別休暇は、生理休暇、出生サポート休暇、産前産後休暇、妊娠障害休暇、出産補助休暇、育児参加休暇、結婚休暇、忌服休暇、年次祭し休暇、夏季休暇、社会貢献活動休暇、子の看護休暇及び短期の介護休暇とする。

3 [略]

(産前産後休暇)

第13条 [略]

(育児参加休暇)

第13条の4 職員の配偶者が出産する場合であってその出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある

いて、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるときは、願い出により、5日の育児参加休暇を与える。

2 [略]

（休暇の単位）

第23条 休暇の単位は、1日を単位として与える。ただし、次に掲げる休暇については、それぞれ当該各号に定める日、時間又は分を単位として与えることができる。

(1)年次有給休暇、特別休暇のうち、出産補助休暇、育児参加休暇、出生サポート休暇、子の看護休暇及び短期の介護休暇並びに介護休暇 1日。ただし、特に必要と認められる場合にあつては、半日、1時間又は45分

(2) 特別休暇のうち、夏季休暇及び社会貢献活動休暇 1日。ただし、特に必要と認められる場合にあつては、半日

(3) ～ (5) [略]

場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるときは、願い出により、5日の育児参加休暇を与える。

2 [略]

（休暇の単位）

第23条 休暇の単位は、1日を単位として与える。ただし、次に掲げる休暇については、それぞれ当該各号に定める日、時間又は分を単位として与えることができる。

(1)年次有給休暇、特別休暇のうち、出生サポート休暇、子の看護休暇及び短期の介護休暇並びに介護休暇 1日。ただし、特に必要と認められる場合にあつては、半日、1時間又は45分

(2) 特別休暇のうち、出産補助休暇、育児参加休暇、夏季休暇及び社会貢献活動休暇 1日。ただし、特に必要と認められる場合にあつては、半日

(3) ～ (5) [略]

附 則

(施行期日)

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

(神戸市交通局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正)

第3条 神戸市交通局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（令和元年12月2日交規程第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(特別休暇)</p> <p>第11条 特別休暇は、生理休暇、出生サポート休暇、産前休暇、産後休暇、妊娠障害休暇、出産補助休暇、育児参加休暇、結婚休暇、忌服休暇、夏季休暇、子の看護休暇及び短期の介護休暇とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 特別休暇の単位は、1日を単位として与える。ただし、次に掲げる休暇については、それぞれ当該各号に定め</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第11条 特別休暇は、生理休暇、出生サポート休暇、産前休暇、産後休暇、妊娠障害休暇、出産補助休暇、育児参加休暇、結婚休暇、忌服休暇、夏季休暇、子の看護休暇及び短期の介護休暇とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 特別休暇の単位は、1日を単位として与える。ただし、次に掲げる休暇については、それぞれ当該各号</p>

る日、時間又は分を単位として与えることができる。ただし、特定の業務を担当する会計年度任用職員については、管理者が別に決定する。

(1) 勤務日1日あたりの勤務時間が7時間45分の会計年度任用職員の出産補助休暇、育児参加休暇、出生サポート休暇、子の看護休暇、短期の介護休暇及び介護休暇については1日、半日、1時間又は45分とし、勤務日1日あたりの勤務時間が7時間45分以外の会計年度任用職員については、1日、1時間又は45分とする。

(2) 勤務日1日あたりの勤務時間が7時間45分の会計年度任用職員の夏季休暇については1日又は半日とし、勤務日1日あたりの勤務時間が7時間45分以外の会計年度任用職員については1日とする。

4 [略]

(育児参加休暇)

第15条の3 育児参加休暇は男性の会計年度任用職員の配偶者が出産する場合であってその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14

に定める日、時間又は分を単位として与えることができる。ただし、特定の業務を担当する会計年度任用職員については、管理者が別に決定する。

(1) 勤務日1日あたりの勤務時間が7時間45分の会計年度任用職員の出生サポート休暇、子の看護休暇、短期の介護休暇及び介護休暇については1日、半日、1時間又は45分とし、勤務日1日あたりの勤務時間が7時間45分以外の会計年度任用職員については、1日、1時間又は45分とする。

(2) 勤務日1日あたりの勤務時間が7時間45分の会計年度任用職員の出産補助休暇、育児参加休暇及び夏季休暇については1日又は半日とし、勤務日1日あたりの勤務時間が7時間45分以外の会計年度任用職員については1日とする。

4 [略]

(育児参加休暇)

第15条の3 育児参加休暇は男性の会計年度任用職員の配偶者が出産場合であってその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14

週間)前日から当該出産の日後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する男性の会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるときは、願い出により与え、その日数は週休日及び会計年度任用職員の休日を除き、週の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員については、1週間の勤務日の日数、週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員については、1年間の勤務日の日数に応じて、別表第5のとおりとする。

週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する男性の会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるときは、願い出により与え、その日数は週休日及び会計年度任用職員の休日を除き、週の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員については、1週間の勤務日の日数、週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員については、1年間の勤務日の日数に応じて、別表第5のとおりとする。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

神戸市交通局前払式料金カード取扱規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和4年9月30日

神戸市交通事業管理者 城南雅一

神戸市交通管理規程第8号

神戸市交通局前払式料金カード取扱規程の一部を改正する規程

神戸市交通局前払式料金カード取扱規程（平成9年4月交規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（乗車券との引換え等）</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>（乗車券との引換え等）</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><u>3 スルッとKANSAI協議会の定める「スルッとKANSAI協議会規約」に基づき発行されたスルッとKANSAI対応プリペイドカードは、谷上駅においてのみ、前2項の規定を適用する。</u></p>

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。